
海老名市公共下水道事業地方公営企業法適用

基本計画書

平成 26 年 3 月

海老名市建設部下水道課

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 1. 目的 | 1 |
| 2. 海老名市の下水道事業 | 2 |
| 2. 1 下水道事業の概要 | 2 |
| 2. 2 下水道事業の現状と課題 | 6 |
| 2. 3 下水道経営の現状と課題 | 10 |
| 3. 公営企業としての下水道事業 | 14 |
| 3. 1 地方公営企業とは | 14 |
| 3. 2 公営企業としての下水道事業 | 14 |
| 3. 3 公営企業としての下水道経営 | 14 |
| 4. 公営企業会計とは | 16 |
| 4. 1 官公庁会計と地方公営企業会計の相違点 | 16 |
| 4. 2 国の動向 | 18 |
| 4. 3 他都市の状況 | 20 |
| 4. 4 神奈川県内の状況 | 22 |
| 5. 法適用基本項目の整理 | 23 |
| 5. 1 法適用範囲の検討 | 23 |
| 5. 2 法適用の効果 | 27 |
| 5. 3 法適用により生じる業務等の増加について | 29 |
| 5. 4 法適用時期について | 31 |
| 6. 固定資産調査・評価方針 | 32 |
| 6. 1 固定資産調査・評価の基本事項 | 32 |
| 6. 2 資産の評価方針 | 35 |
| 6. 3 建設補助金等の取扱い | 36 |
| 6. 4 間接費の取扱い | 36 |

| | | |
|--------|------------------------|----|
| 6. 5 | 資産取得の時期 | 37 |
| 6. 6 | 取得価額の把握 | 38 |
| 6. 7 | 耐用年数の把握 | 39 |
| 6. 8 | 帳簿価額の把握 | 41 |
| 6. 9 | 受贈財産の取扱い | 42 |
| 6. 10 | 除却資産の取扱い | 43 |
| 6. 11 | 資産管理基図の作成と不明資産の取扱い | 43 |
| 6. 12 | 施設の延命化工事の取扱い | 45 |
| 6. 13 | 固定資産調査・評価方針の検討 | 47 |
| 6. 14 | 海老名市公共下水道事業の資産と整理・評価方法 | 51 |
| 6. 15 | 資産整理に必要な資料の保管状況及び保管場所 | 52 |
| 7. | 法適用準備事務の概要 | 53 |
| 8. | システム構築 | 61 |
| 8. 1 | システム導入の方針 | 61 |
| 8. 2 | システム導入の計画 | 65 |
| 9. | 法適用移行作業計画 | 66 |
| 10. | 法適用に向けての課題 | 67 |
| 10. 1 | 資産整理について | 67 |
| 10. 2 | システム構築について | 67 |
| 10. 3 | 移行事務 | 68 |
| | | |
| <参考資料> | | |
| | 法適用後の財政シミュレーション | 70 |
| 1 | 概略財務諸表の作成 | 70 |
| 2 | 収支予測の試算（概略値） | 74 |
| 3 | 資金繰り検討（案） | 75 |

第1章 目的

本計画書は、海老名市下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う課題等の整理を行い、下水道事業の法適用に向けての基本計画を作成することを目的とする。

海老名市の下水道事業は、昭和47年度に市の中心部199.5haを対象に事業認可を受け、本格的に下水道工事に着手して以来、公衆衛生の向上と生活環境の改善及び浸水被害の解消などを目指して、都市の健全な発展に努めてきた。

下水道事業着手から40年以上が経過し、施設の老朽化対策、大規模地震対策、浸水対策、未整備地区の生活排水処理対策など様々な課題を抱えるようになった。これらを受けて海老名市下水道事業では「海老名市下水道総合計画-下水道中期ビジョン-平成24年3月」（以下、中期ビジョンという。）を策定し、市民が将来にわたり安心して利用できる下水道への取り組みを進めているところである。

中期ビジョンでは、下水道事業の経営改善として、「安定的かつ健全な下水道事業の経営改善を目的として、下水道事業の地方公営企業法の適用を見据え、企業会計方式での会計処理への移行や受益者負担に対する考え方等について検討し、下水道事業の経営手法の見直しに取り組む」ことが明記されている。

第2章 海老名市の下水道事業

第1節 下水道事業の概要

海老名市の下水道事業は、昭和44年から始まった相模川流域下水道事業着手に呼応し、昭和48年3月に市街化区域の1,314haを対象に事業計画認可を受けてスタートし、昭和53年5月1日より供用開始し、以降流域幹線の整備に整合させて順次事業を拡大してきた。平成24年度末における下水道普及率は人口普及率95.3%、浸水対策達成率41.3%である。

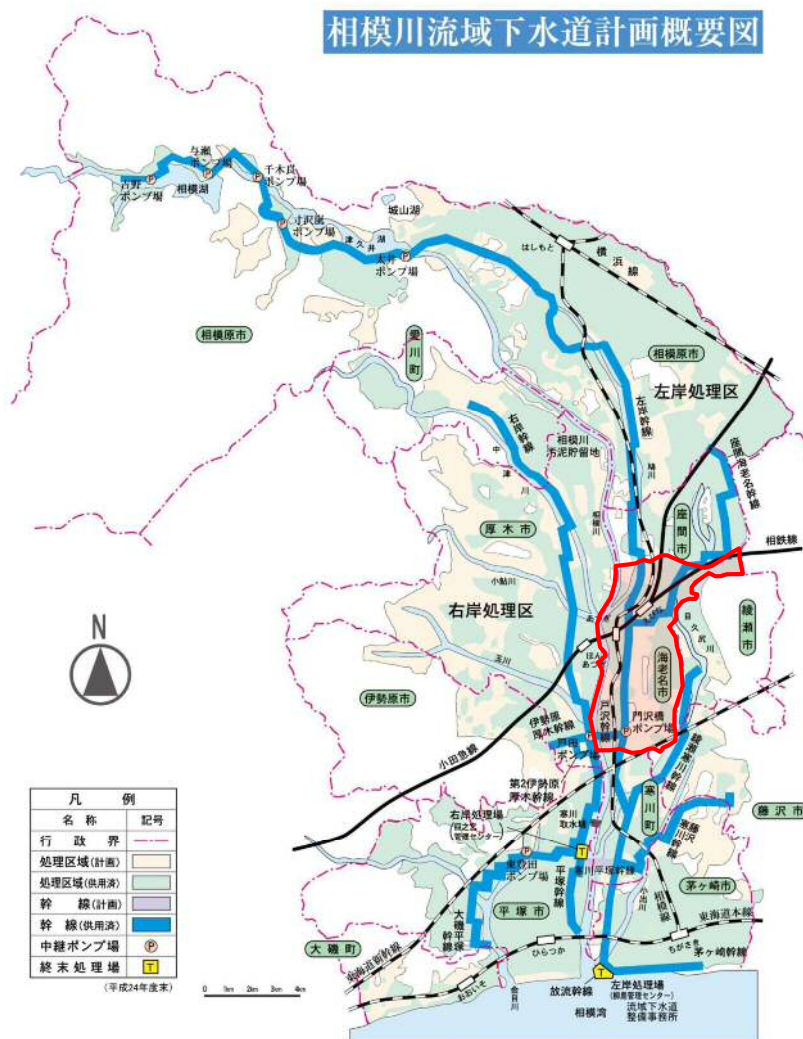


図 2.1 相模川流域下水道計画概要図（神奈川県HPより）

表 2.1 海老名市公共下水道の主要な施設（平成24年度末）

| 管路施設 | 管路整備延長 | マンホール形式ポンプ場（箇所） |
|-------|-----------------------------------|-----------------|
| 公共下水道 | 315,847.69m（汚水） 99,529.08m（雨水） | 1 |

海老名市公共下水道一般図(汚水)

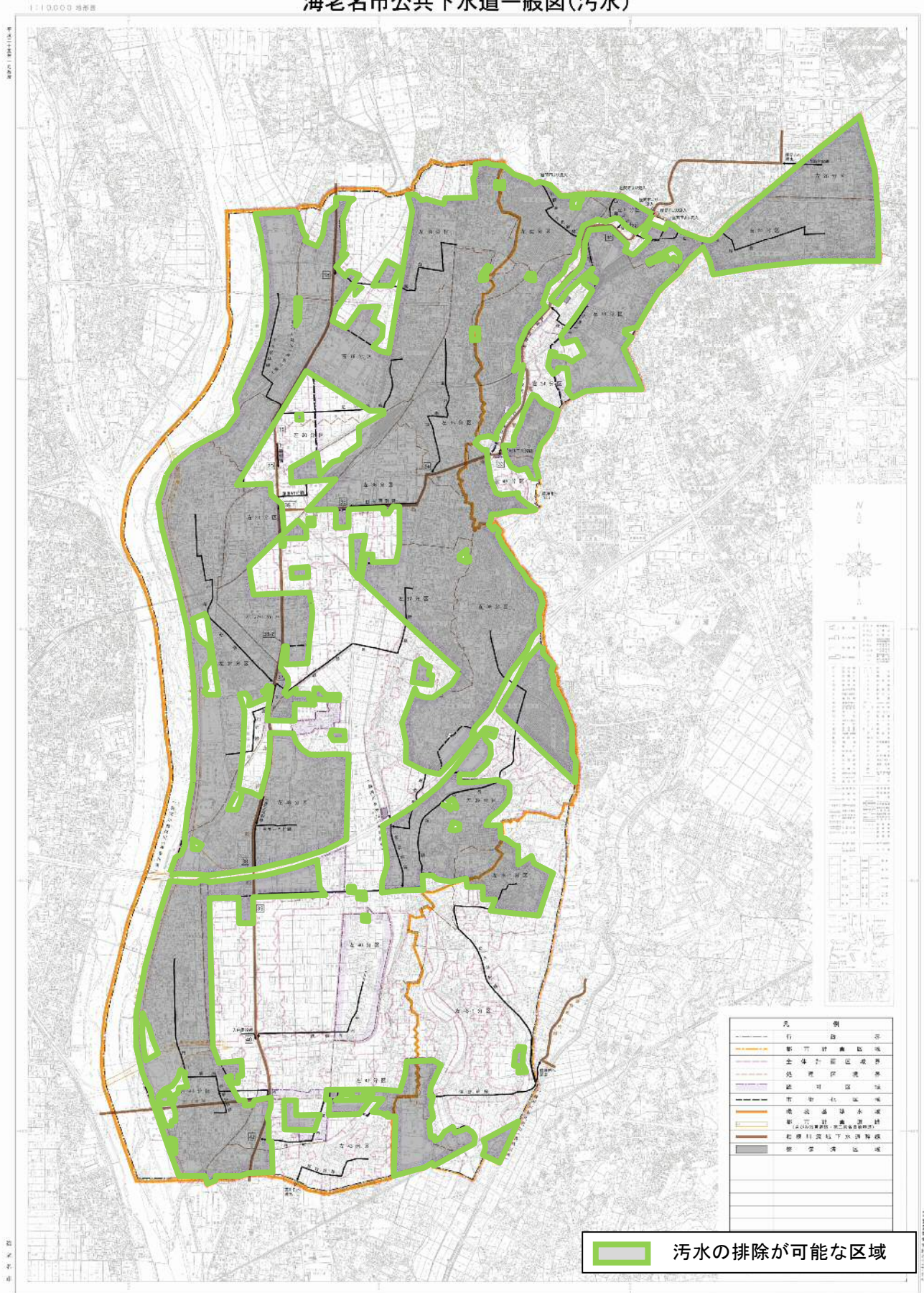


図 2.2 海老名市公共下水道事業下水道計画区域 (汚水)

海老名市公共下水道一般図(雨水)

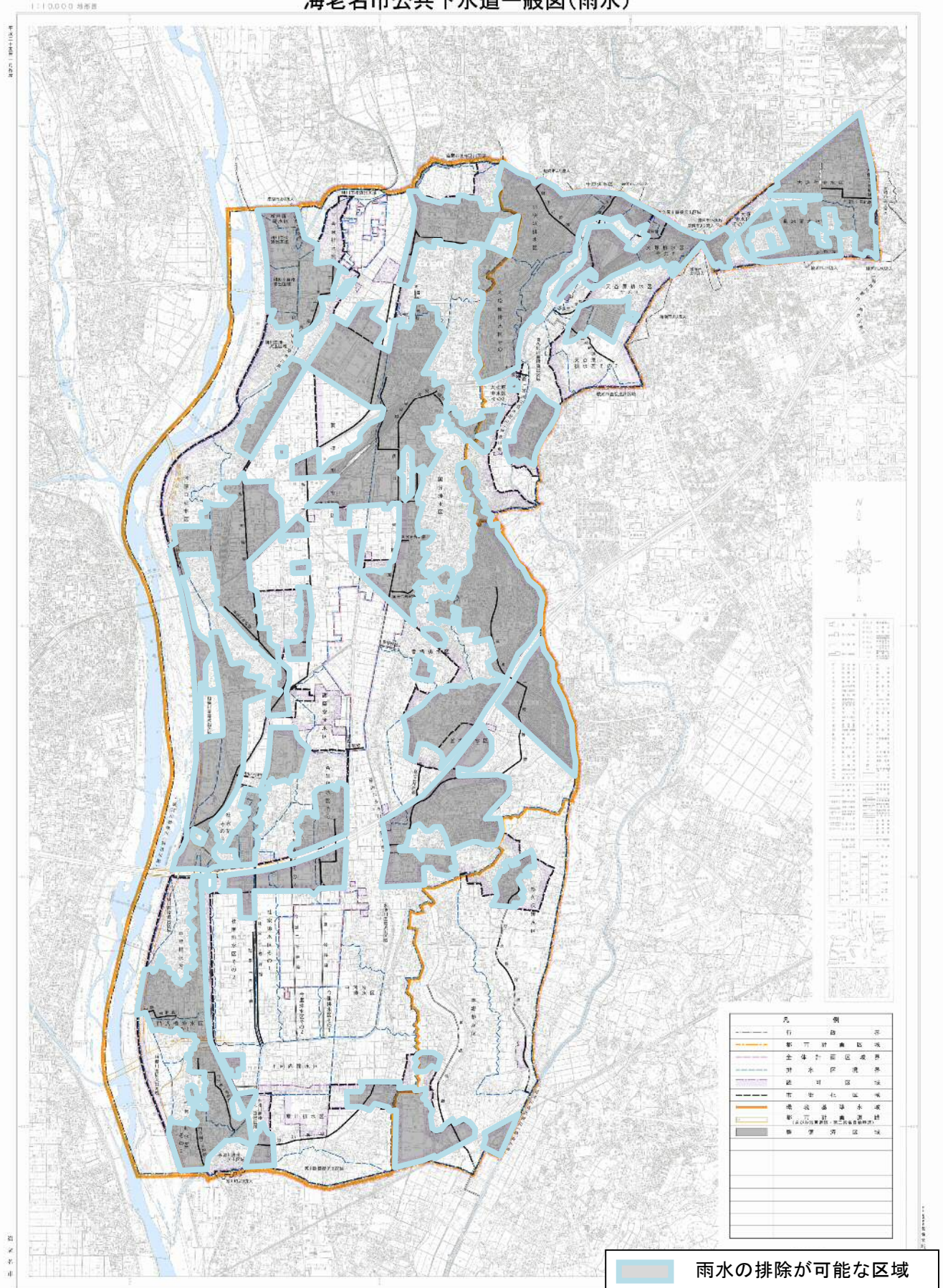


図 2.3 海老名市公共下水道事業下水道計画区域 (雨水)

表 2.2 海老名市下水道事業の沿革（主たる出来事）

| 年度 | 出来事 |
|----------|--|
| 昭和 47 年度 | 公共下水道事業に着手 |
| 昭和 50 年度 | 公共下水道事業変更認可（期間延伸） |
| 昭和 53 年度 | 一部区域で供用開始 下水道人口普及率は 13.6% 下水道使用料の徴収を開始 |
| 昭和 55 年度 | 公共下水道事業変更認可（西下原汚水幹線） |
| 昭和 63 年度 | 下水道人口普及率 50%を超える |
| 平成 11 年度 | 公共下水道事業変更認可（幹線ルート変更） 下水道人口普及率 90%を超える |
| 平成 15 年度 | 都市下水路を公共下水道に編入 |
| 平成 19 年度 | 公共下水道事業変更認可（雨水計画変更） |
| 平成 25 年度 | 地方公営企業法適用に向けた基本計画策定 |
| 平成 29 年度 | 地方公営企業法適用（予定） |

第2節

下水道事業の現状と課題

- ①平成24年度末の汚水処理人口普及率は95.3%であり、平成43年度までに100%を目指し普及促進を継続する。
- ②布設後30年を経過している施設が全体の8%程度を占め、今後は下水道管路施設の維持管理及び地震対策等の高機能化が主たる事業となる。
- ③平成24年度末の浸水対策達成率は41.3%であり、頻発する都市型浸水被害に強いまちづくりを目標に整備を継続する。

(1) 汚水処理人口普及率 95.3%

海老名市の下水道事業は昭和47年度の事業着手以来、普及促進に努め平成24年度末現在、汚水処理人口普及率は95.3%に達している(図2.4参照)。下水道の普及促進により、公共用水域における水質改善に大きく寄与してきた(図2.5参照)。

100%までには4.7%の未整備区域が残っており、現在合併浄化槽、単独浄化槽及び汲み取り処理で対応している。神奈川県では「神奈川県生活排水処理施設整備構想」により平成43年度までに生活排水の100%処理を目標としており、本市もこれに向けて未整備区域の普及促進に取り組んでいくところである。

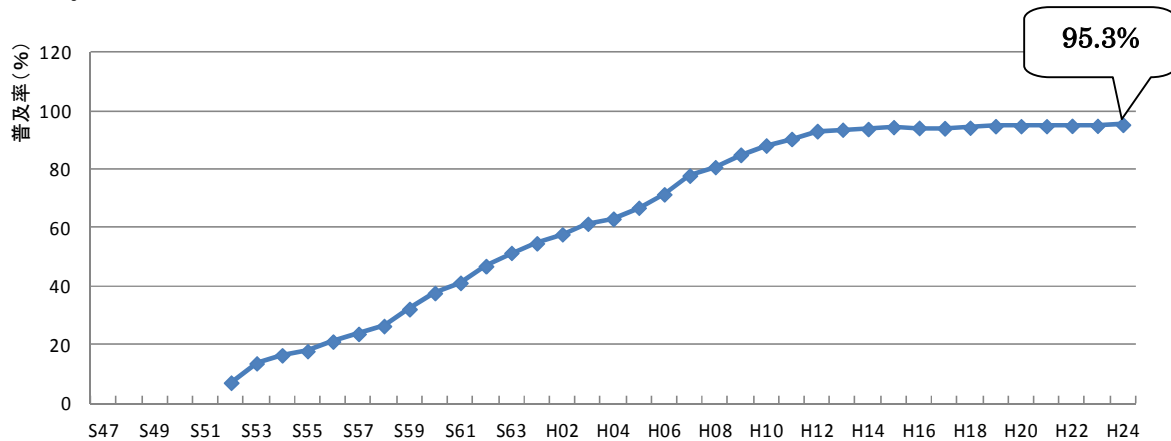


図 2.4 汚水処理人口普及率の年度推移

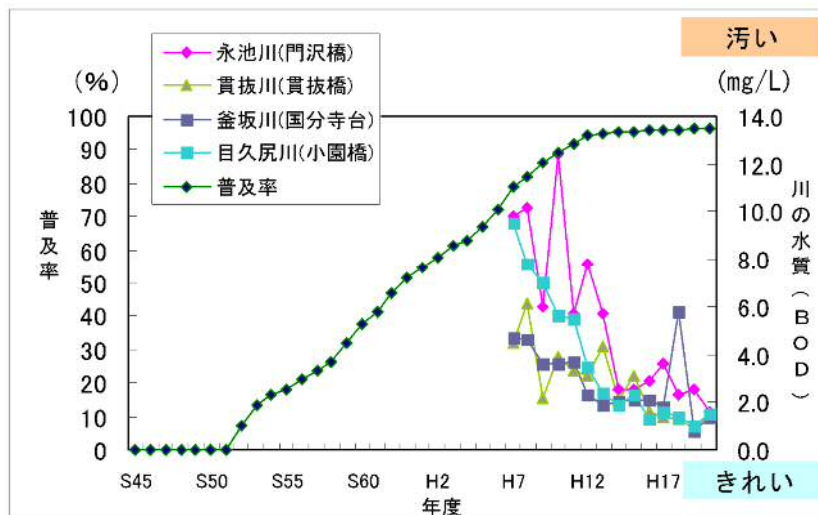


図 2.5 普及率と公共用水域水質の年度推移 (中期ビジョンより)

(2) 施設の維持管理、高機能化の時代の到来

○増加する老朽化施設と計画的な施設の維持管理○

海老名市の下水道施設のうち、古い管路は、布設後30年以上を経過している。急速な都市化に対応するため普及促進により多くの管路は短期間に集中して整備を行ったこともあり、平成25年度末で約34km、5年後には約117km、10年後には約168kmの管路が布設から30年以上経過する。そのため、今後大々的な改築を要することとなり、海老名市下水道事業は建設から老朽化施設の改築・更新の時代を迎える(図2.6参照)。

大々的な改築を行うためには、膨大な事業費を要するため、本市では既設の管路施設を標準耐用年数以上に延命化して使用することを目的として、長寿命化計画を策定のうえ計画に準じた事業を進める予防保全型の維持管理を行っているところである。計画的な維持管理のもと長寿命化対策を実施することで、事業費の平準化、ライフサイクルコストの最適化が図られ、更なる改築コストの低減が期待できる(図2.7参照)。

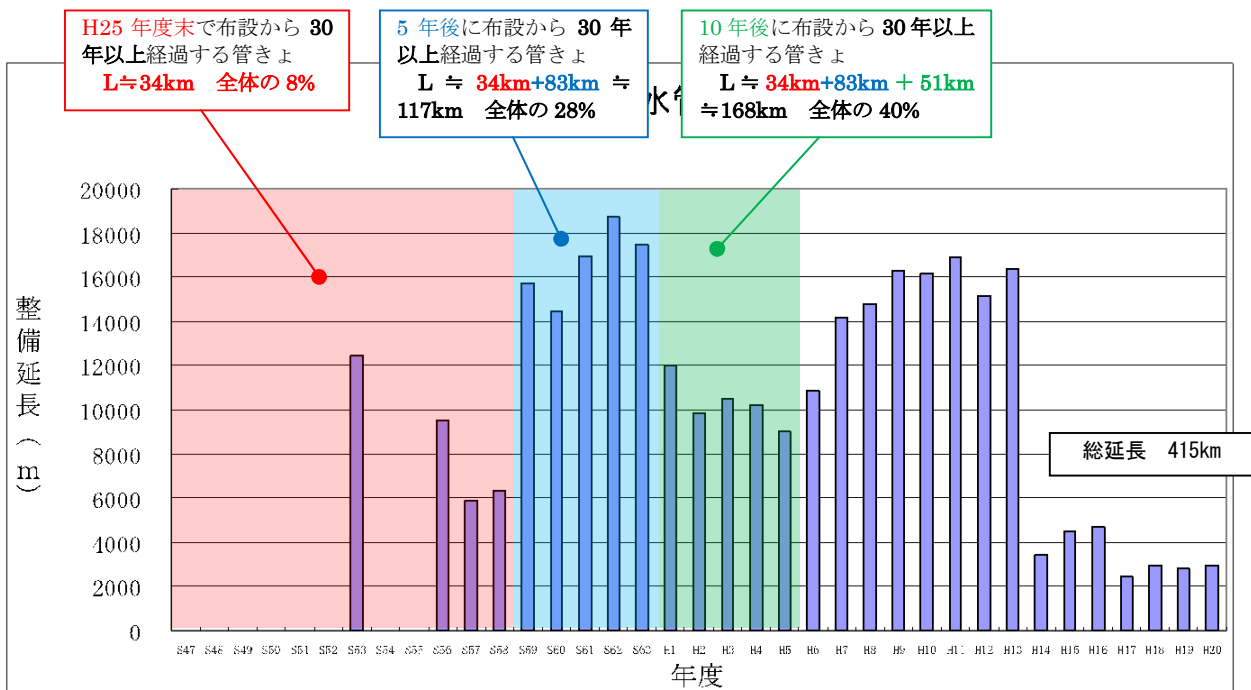


図2.6 年度別整備延長と布設後30年経過する管きよ延長(中期ビジョンより一部加筆修正)

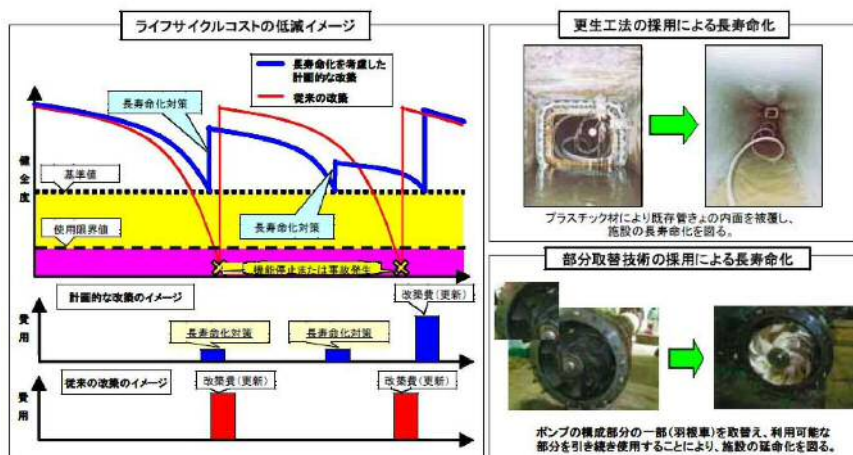


図2.7 長寿命化対策によるライフサイクルコスト低減のイメージ(中期ビジョンより)

○大規模地震に対する防災・減災対策○

我が国では、近年震度6以上の地震が全国各地で頻発しており、東北地方太平洋沖地震、新潟県中越地震等の大規模地震においては、下水道施設も甚大な被害を受け、トイレ排水が使えないことによる日常生活への影響に加え、管きょ破損による道路陥没などにより、公衆衛生や社会経済活動への甚大な影響が生じた（図2.8参照）。

「海老名市地域防災計画」では、海老名市周辺部で発生が予想される大規模地震動について被害想定を実施している。これによると、想定地震発生の際には、多くの世帯で下水道の使用ができなくなるとされている（図2.9参照）。

海老名市公共下水道施設の耐震化率は、平成22年度末で約32%と低いため、中期ビジョンでは管路施設の地震対策を重点施策として位置づけ、安全・安心のまちを支える下水道を実現するための取り組みを行っていく予定である。これを受けて『下水道総合地震対策計画』を策定し、耐震化優先度の高い重要な幹線等から順次管路の耐震化工事を実施していくところである（図2.10参照）。



図2.8 大規模地震による下水道施設被害の状況（中期ビジョンより）

(単位は()内)

| 想定地震 | 停電 (件) | 都市ガスの 供給停止 (件) | LPガス ボンベの 被害予測 (本) | 上水道 断水世帯 (世帯) | 下水道 機能支障 世帯 (世帯) | 電話不通 回線 (回線) |
|-----------|-----------|----------------------|-----------------------------|---------------------|---------------------------|--------------------|
| 東海地震 | 1,370 | 0 | 40 | 770 | 710 | 1 |
| 南関東地震 | 41,140 | 16,020 | 570 | 33,470 | 3,410 | 3 |
| 神縄松田地震 | 23,650 | 15,290 | 480 | 19,880 | 2,320 | 19 |
| 南関東神縄運動地震 | 59,280 | 15,990 | 820 | 44,620 | 6,090 | 86 |
| 三浦半島断層群地震 | 3,610 | 0 | 270 | 1,160 | 1,200 | 3 |
| 東京湾北部地震 | 4,550 | 0 | 270 | 2,310 | 1,190 | 3,670 |
| 神奈川県西部地震 | 70 | 0 | 0 | 40 | 470 | 50 |
| 神奈川県東部地震 | 460 | 0 | 40 | 30 | 830 | 440 |

平成26年2月1日時点で52,316世帯約1割の世帯が下水道使用が困難となる。

図2.9 大規模地震による下水道施設被害想定結果（海老名市地域防災計画より）

| 基本方針 | 重点施策 | 目標 | 管理指標 | R22年度末 実績 | 目標値 | | 備考 |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------|----------------------------|--------|--------|--|
| | | | | | H28年度末 | H33年度末 | |
| 安全・安心のまちを支える下水道 | 管路施設の地震対策 | 海老名市下水道総合地震対策計画の策定 地震対策の実施 | 策定状況 | 0% | 100% | — | H24年度策定予定 |
| | 浸水対策 (時雨量概ね50mmに 対する対策) | 雨水管渠の整備 | 対策量 (継手部分の可とう化箇所数) | 32% (=4,370÷ 13,658) | | | 目標値は海老名市下水道総合地震対策計画で明確にする |
| | | | 浸水対策達成率 | 39.9% (603ha) | 41.8% | 43.2% | 浸水対策達成率 =整備面積:事業認可 面積(1,509ha)×100 |

図2.10 中期ビジョンにおける重点施策の管理指標と進行管理（中期ビジョンより）

(3) ハード・ソフト対策による浸水被害の低減

大雨時に市街地等で発生する床上・床下浸水等の浸水被害は、下水道施設等の雨水排除能力不足による内水被害と河川水位の上昇に伴う堤防の越水・決壊による外水被害の2つに区分される。近年、都市化の進展により都市の保水機能が失われ、雨水の流出形態が変わってしまったこと、都市型集中豪雨が多発するようになったこと（図2.11参照）などにより、下水道の既整備地域においても内水・外水により被害が発生している状況である（図2.12参照）。

海老名市の浸水対策達成率は平成24年度末において、41.3%と低く、ハード対策として雨水管路施設の整備促進、ソフト対策として「内水ハザードマップ」作成などの浸水対策事業を進めていくところであり、中期ビジョンにおいて浸水対策（時間降雨50mm相当）を重点施策として位置づけ、安全・安心のまちを支える下水道を実現するための取り組みを行っていく予定である（図2.10参照）。

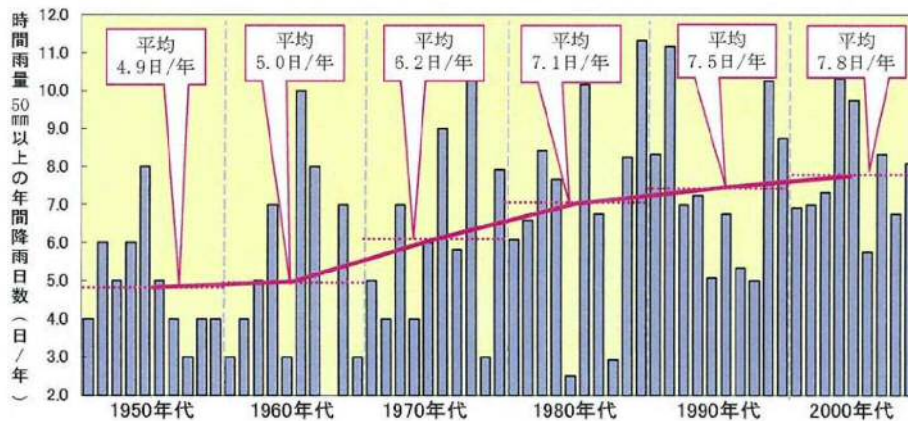


図2.11 神奈川県内の時間降雨量50mm以上の降雨日数の年代推移（中期ビジョンより）



図2.12 大雨による浸水被害の状況（中期ビジョンより）

| 基本方針 | 重点施策 | 目標 | 管理指標 | R22年度末実績 | 目標値 | | 備考 |
|-----------------|----------------------------|-------------------------------|---------|------------------|--------|--------|---|
| | | | | | H28年度末 | H33年度末 | |
| 安全・安心のまちを支える下水道 | 管路施設の地震対策 | 海老名市下水道総合地震対策計画の策定 地震対策の実施 | 策定状況 | 0% | 100% | — | H24年度策定予定 |
| | 浸水対策 (時間雨量概ね50mmに対する対策) | 雨水管路の整備 | 浸水対策達成率 | 39.9% (603ha) | 41.8% | 43.2% | 目標値は海老名市下水道総合地震対策計画で明瞭にする 浸水対策達成率 = 整備面積 / 事業認可面積 (1,509ha) × 100 |

再掲 図2.10 中期ビジョンにおける重点施策の管理指標と進行管理（中期ビジョンより）

第3節 下水道経営の現状と課題

- ①平成24年度末における有収率、水洗化率は、それぞれ88.3%、97.8%であり全国的に見ても高い。適切な使用料収入を得るために、さらなる水洗化促進に努める。
- ②平成24年度末における経費回収率は112%であるが、節水型家電の普及、節水意識の向上より下水道使用料収入は減少傾向にある。下水道施設の適正な維持管理のため、市財政への負担低減のため定期的に下水道使用料を見直し健全な経営を継続していく必要がある。
- ③地方債借入のピークは過ぎたが、近年増加傾向にある。地方債償還金も増加傾向にあり、老朽化対策、地震対策、浸水対策等の事業実施によりさらに増加が見込まれる。
- ④計画流入汚水量の増加、老朽化施設・設備の増加、地震対策、放射能対策費の一時的な負担等による流域下水道の負担金の増加が懸念される。

(1) 水洗化促進、不明水等の低減

海老名市の下水道普及率は、昭和53年度の供用開始から毎年度増加し、平成11年度には普及率が90%を超え、平成24年度末で95.3%である。有収率、水洗化率についても、供用開始から増加傾向にある(図2.13参照)。

過去5カ年における全国平均、類似自治体平均との比較を表2.3に示す。これによると水洗化率、有収率は、全国的に見ても高い状況である。さらなる健全経営を目指し、適切な使用料収入を得るために、水洗化を促進するとともに、雨天時不明水の低減に努めていくことも必要である。

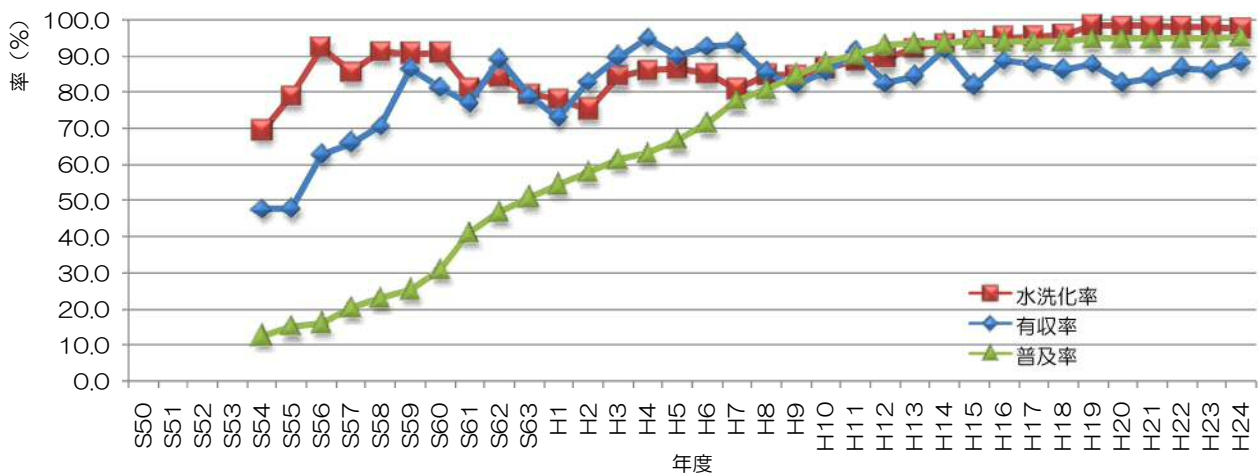


図2.13 普及率、有収率、水洗化率の推移 (決算統計資料より)

表2.3 過去5カ年の有収率、水洗化率の推移 (決算統計資料より)

| 項目 | 単位 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成23年度 | |
|------|----|--------|--------|--------|--------|--------|---------|------|
| | | | | | | | 類似平均 ※1 | 全国平均 |
| 有収率 | % | 82.7 | 83.9 | 86.8 | 86.2 | 88.3 | 83.3 | 80.6 |
| 水洗化率 | % | 98.4 | 98.3 | 98.1 | 98.1 | 97.8 | 96.4 | 94.0 |

※1: 類似事業体は、処理区域内人口10万人以上、有収水量密度区分7.5千m³/ha、供用開始後年数25年以上の事業体である。

(2) 適切な下水道使用料収入の確保

平成24年度における経費回収率は、112%であり、供用開始以降8回の下水道使用料改定を行ってきている。しかしながら、近年は節水型家電の普及や市民の節水意識の向上に伴い、下水道使用料の収入額が減少傾向にある(図2.14参照)。

下水道事業は、適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則が定められている事業であるが、下水道使用料収入の減少に伴い、私費負担の不足部分を一般会計繰入金により補填していかなければならない(図2.15参照)。下水道事業は事業規模が大きく、一般会計繰入金の基準外投入は市の財政に対して大きな影響を与えかねない。安定的かつ健全な下水道事業の経営を行うため、下水道施設の適切な維持管理を行うためにも、定期的に下水道使用料の見直しが必要である。

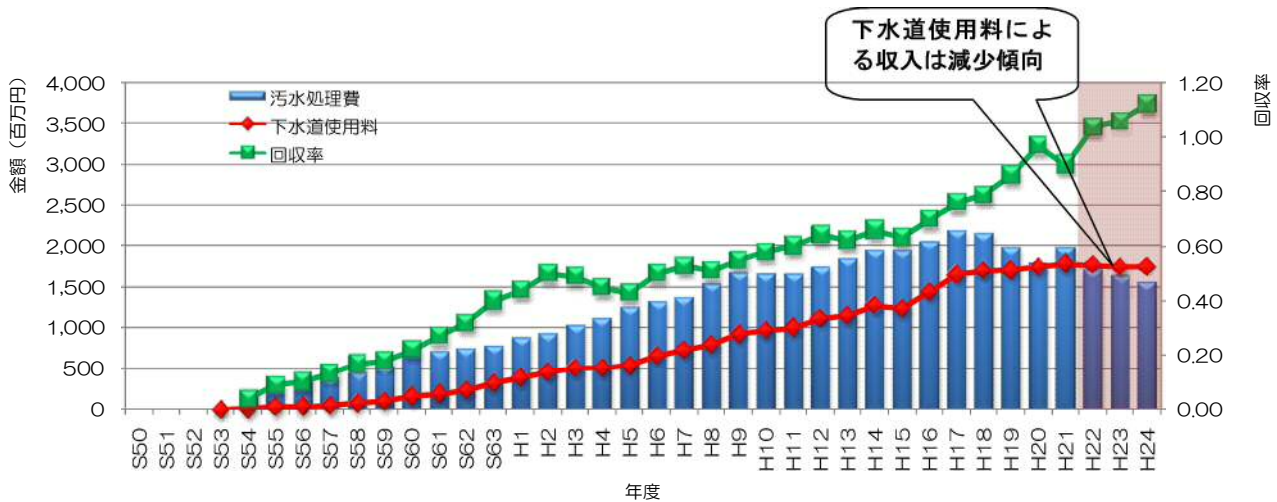
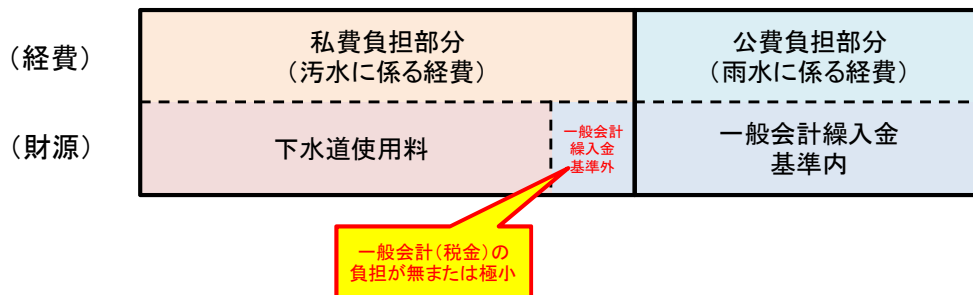


図2.14 回収率、下水道使用料、汚水処理費の推移(決算統計資料より)

◆適正な使用料収入が得られている場合◆



◆適正な使用料収入が得られていない場合◆

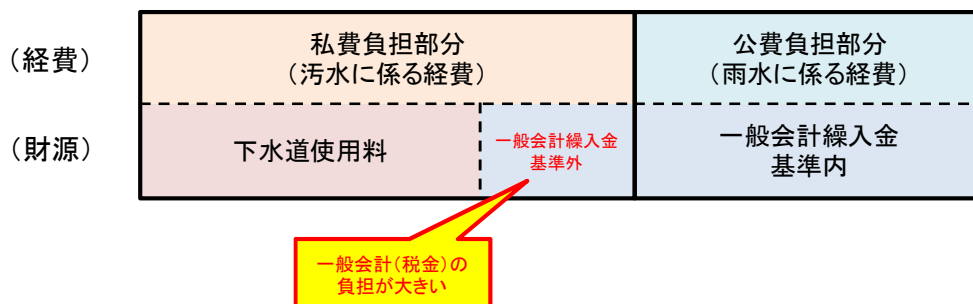


図2.15 下水道事業における経費負担区分と財源

(3) 今後の改築更新事業等による地方債借入の増加

下水道事業では平成8～10年度に施設建設のピークを迎えており、それまでの期間は地方債の借入額も増加傾向であった(図2.16参照)。しかしながらそれ以降は借入額は減少傾向にあり、代わって償還金が増加傾向にある。今後老朽化対策、地震対策、浸水対策等の事業実施が計画されており(図2.17参照)、地方債の借入額、地方債償還金及び利息の増加が見込まれる。

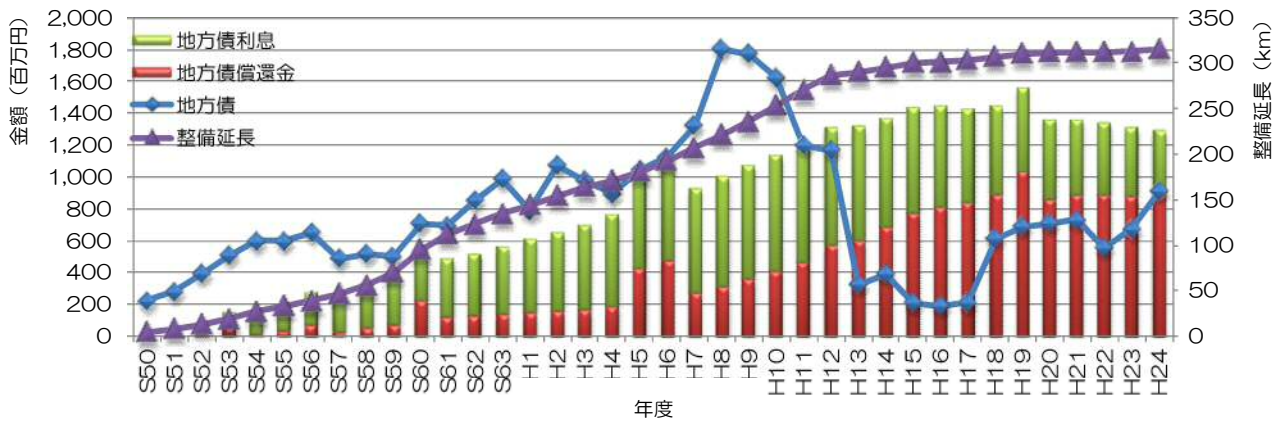


図2.16 地方債、地方債利息、地方債償還金の変遷

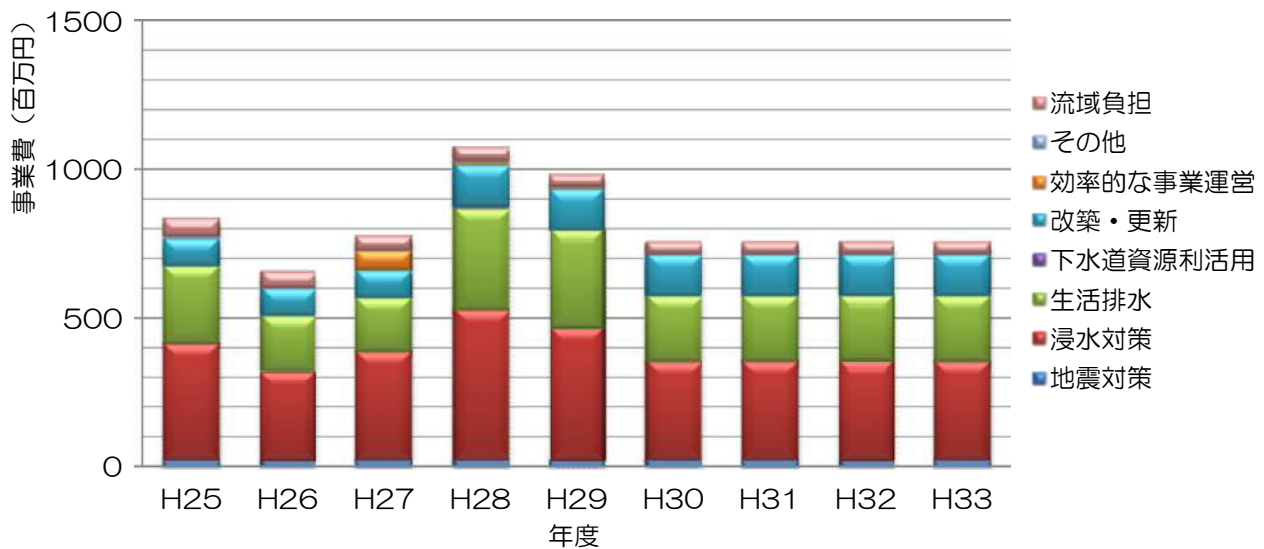


図 2.17 今後の主な下水道事業計画(建設整備費)(中期ビジョンより)

(4) 流域下水道への負担金の増加

「神奈川県流域下水道中期ビジョン」によると、計画流入汚水量の増加に伴う処理費や、老朽化施設・設備の修繕費・改築更新費、地震対策等の施設の高機能化に要する費用の増加が見込まれている(図2.18参照)。近年では下水焼却汚泥灰の処分に要する費用の増加も新たな問題として挙がっている。これに伴い、海老名市を含めた関連事業体に対する流域下水道の建設及び維持管理負担金の増加が懸念されている。

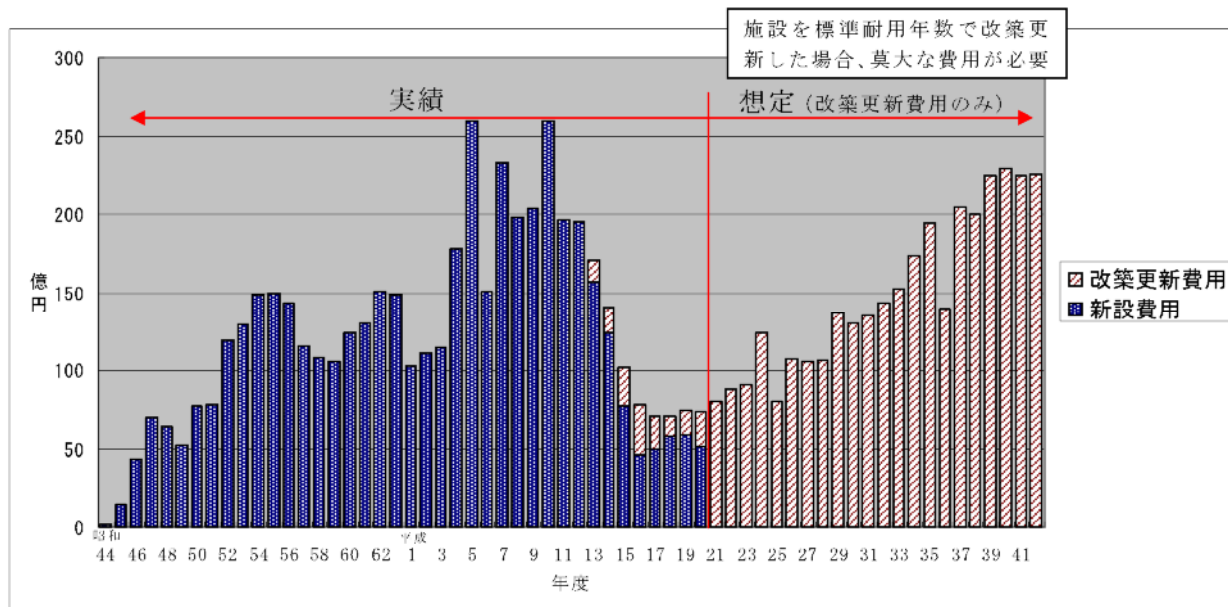


図 2.18 流域下水道における建設事業費の実績と想定 (神奈川県流域下水道中期ビジョンより)

第3章 公営企業としての下水道事業

第1節 地方公営企業とは

地方公営企業とは、「公営企業」のうち地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業をいう。地方公営企業法に基づき、地方自治体が経営する企業を指し、水道、ガス、電気、下水道等のサービス提供の見返りとして得られる使用料収入をもとに経営を行う。ここで地方公営企業法は、組織、財務、職員の身分取扱い等に関し特例を定めたものである。

第2節 公営企業としての下水道事業

公営企業とは、地方財政法第6条（及び同施行令第46条）において「公営企業」として指定された次の事業をいう。下水道事業は、「公営企業」として指定された事業である。これらの事業は、地方財政法第6条において「経理は特別会計を設けて行う」ことおよび、基本的には「経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てる」ことが求められている。すなわち、これらの事業は行政が一般会計により行う事業と異なり、料金収入が伴い、かつ原則としてその料金収入によって事業を運営することになる。

地方財政法施行令

(公営企業)

第四十六条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 一 水道事業
- 二 工業用水道事業
- 三 交通事業
- 四 電気事業
- 五 ガス事業
- 六 簡易水道事業
- 七 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）
- 八 病院事業
- 九 市場事業
- 十 と畜場事業
- 十一 観光施設事業
- 十二 宅地造成事業
- 十三 公共下水道事業

第3節 公営企業としての下水道経営

下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされており、「特別会計による経理」と一般会計との間の適正な経理負担区分を前提とした「独立採算制」による運営が義務づけられている。その上で、負担区分については、汚水処理に係る経費は私費（使用料）で、雨水排除に係る経費については、雨水が自然現象によるものであることから、市の一般会計（税金）で措置されるべきものとなっている（「雨水公費・汚水私費の原則」）。現行制度上、下水道事業に対する地方公営企業法の適用及びその範囲は、地方公共団体の任意の判断によるものとされている。

表 3.1 地方公営企業法の適用範囲

| 地方公営企業法の適用区分（地方公営企業法第二条） | | |
|---|---|---|
| 当然適用（全部適用） | 当然適用（財務規定等適用） | 任意適用 |
| <ul style="list-style-type: none"> ◆水道事業 ◆工業用水道事業 ◆軌道事業 ◆自動車運送事業 ◆鉄道事業 ◆電気事業 ◆ガス事業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆病院事業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆その他の事業（主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業） ◆簡易水道事業 ◆下水道事業 ・ ・ |

+++++

<現在の国の動向>

下水道事業は“任意適用”事業であるが、「今後の下水道経営に求められる課題」（平成 25 年 5 月 総務省自治財政局準公営企業室）において、情報公開の推進及び経営基盤の強化等の観点から地方公営企業法の積極的適用について検討を進めることが必要との議論がされている。平成 25 年 7 月 4 日に発足した「地方公営企業法の適用に関する研究会」では、下水道事業を含めた公営企業の地方公営企業法の適用範囲について、地方公営企業会計制度の適用をどの範囲の事業に拡大するか等、今後の地方公営企業法の適用に関する検討を行っているところである。

平成 26 年 3 月 11 日に開催された第 5 回の研究会では、これまでの検討内容を「地方公営企業法の適用に関する研究会 報告書（案）」として取りまとめたものを公表した。これによると、簡易水道事業、下水道事業については財務規定等の適用の必要性が高いとされている。しかしながら、法適用時、法適用後の人材の確保、法適用に要する費用、固定資産調査の精度とアセットマネジメントで要求する資産調査精度との乖離による影響の検討、法適用準備期間の確保、小規模事業者への対応等課題を残すところである。報告書では、今後上記の課題に対応して財務適用等の適用範囲の拡大を進めるためのロードマップを示すべきであるとしている。

+++++

第 4 章 公営企業会計とは



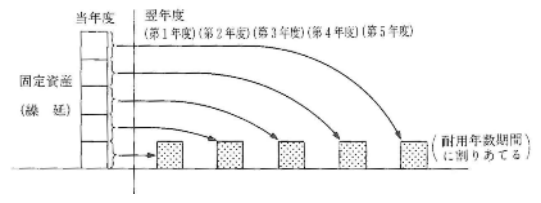
第 1 節 官公庁会計と地方公営企業会計の相違点

官公庁会計は、予算統制に適した会計手法であり、歳入（収入）と歳出（支出）により現金収支を明確に表示することができる。しかしながら、資産の状況、当該年度に必要な経費（減価償却費）など、本来下水道事業のマネジメントに必要とされる情報は不明確である。例えば公共下水道施設建設に対して予算を執行した場合、その年の歳出にすべての建設費が計上され、当該年度に必要な経費としては維持管理費のみが決算書上で計上されるだけである。

一方、一般的な企業では、初期投資を行いその施設を使用して事業運営し、投資に要した費用を回収するとともに利益をあげていく。このような企業活動に伴い発生する資産、資本、負債、収益、費用の状態を把握するために適した方法が地方公営企業会計である。例えば地方公営企業会計では公共下水道施設建設に要した費用は、建設翌年度より耐用年数に応じて期間配分されていくとともに、取得した資産に係る収益と費用が記帳されるため、長期にわたる事業活動の総合的なマネジメントが可能となる。

地方公営企業の会計制度が 46 年ぶりに抜本的に見直され、平成 26 年度の予算決算から新会計制度へ全面移行することが決定された。この見直しの背景としては、企業会計基準が国際基準を踏まえて見直しをされている一方で、地方公営企業会計制度が昭和 41 年以降大きな改正もないことから、企業会計との整合を図るためのもので、地方公営企業のさらなる経済性を発揮するためにも、見直しが必要であるとの判断もあり、今後は最大限、企業会計の考え方を取り入れることとしている。

表 4.1 官公庁会計と地方公営企業会計の主な相違点

| 項目 | 官公庁会計 | 地方公営企業会計 |
|---------|---|---|
| 収支区分 | <p>○歳入・歳出</p> <p>◆事業年度ごとの収入と支出のみの管理</p> | <p>○資本的収支・収益的収支</p> <p>◆地方公営企業会計では歳入と歳出を、当年度の損益取引に基づくものと投下資本の増減に関するものの2つに分けて管理。</p> <p>◆「当該年度の損益取引に基づくもの」とは「その年の収益に役立った費用」のことであり、「投下資本の増減に関するもの」とは「翌年度以降の収益に貢献する支出」のことを指す。</p> |
| 経理方法 | <p>○単式簿記、現金主義</p> <p>◆現金が動いた事実をもって記帳される。</p> <p>◆未払金、未収金等が考慮されないため、一定期間における経営状況が不明瞭である。</p>  | <p>○複式簿記、発生主義</p> <p>◆「経済活動の発生」がなされた事実をもって記帳される。</p> <p>◆「経済活動の発生」とは現金の収支のみならず、取引する相手との間に債権、債務が発生した時点などを含んでいる。</p>  |
| 期間計算の概念 | <p>○減価償却の概念なし</p> <p>◆仮に莫大な費用をかけて構築物を建設した場合、昨年度よりも多くの費用が発生しているため当該年度の収益は大幅に減少する。</p> | <p>○あり</p> <p>◆建設のために要した費用は次年度以降の収益に貢献する費用であり、その費用を当該年度の費用とせず資産化し、次年度以降の複数年度で減価償却して費用化することにより、当該年度の利益を正確につかむことが可能である。</p>  |
| その他 | <p>○予算重視</p> <p>◆官公庁会計は予算主義であり、事業方針に基づき予算書を作成した時点で概ね事業が確定する。</p> | <p>○予算・決算重視</p> <p>◆基本的に予算等は議会の議決項目であるが、軽微な変更などについては企業の弾力的な運用も認められるところがある。</p> <p>(地方公営企業法第24条第3項) 業務量の増加に因り地方公営企業の業務のため直接必要な経費に不足が生じたときは、<u>管理者は、当該事業量の増加により増加する収入に相当する金額を当該企業の業務のため直接必要な経費に使用することができる。</u>この場合においては、遅滞なく管理者は当該地方公共団体の長にその旨を報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の議会においてその旨を議会に報告しなければならない。</p> |

第 2 節

国の動向

自治体の財政を管轄する総務省、下水道事業を管轄する国土交通省でそれぞれ下水道事業への地方公営企業会計方式の導入を推奨している。



「地方公営企業の経営基盤の強化について」

平成 10 年 1 月 13 日自治企一第 1 号

第 2 事業別留意事項

4 下水道事業

(6) 経理内容を明確化するため、地方公営企業法の財務規定等を適用することが適切であること。特に、新規に事業着手する団体であっても、事業開始時期からその適用準備に努めること。

「地方公営企業の経営の総点検について」

平成 16 年 4 月 13 日総財公第 33 号

第 1 地方公営企業の経営の総点検

総点検のチェック事項(別紙 1)の中で②経営基盤の強化「法適用の推進」チェック事項

- ・ 法非適用事業については、地方公営企業法の適用の検討を行っているか。
- ・ 非適用に留まる場合、法適用できない特別な事情があるか。

第 2 サービス供給の在り方の再検討と民間的経営手法の導入検討

第 3 計画性・透明性の高い企業経営の推進

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」

平成 21 年 7 月 8 日総務省公営企業課長

経理内容を明確化するため、地方公営企業法の財務規定等を適用することが適切であること。

「地方公営企業会計制度等研究会報告書」

平成 21 年 12 月 24 日

ストック情報を含む財務状況の開示の拡大を図るためには、地方公営企業法の財務規定等を適用するメリットが大きいことから、原則として、法非適用企業(地方財政法第 6 条の公営企業のうち法適用企業以外の企業)に財務規定等を適用することが望ましい。

「地方公営企業法の適用に関する調査研究会報告書」

平成 24 年 3 月

「公営企業の経営留意事項通知において、平成 25 年度までに経営の実態を的確に把握し、公営企業の抜本的改革の推進を集中的に行うことが要請されていることから、今後は、住民生活を支えるという意味で、真に残すべき事業のみが公営企業として存続していくことが想定される。」

「法を当然に適用しない事業であっても、財務規定等の規定を積極的に適用・活用し、サービスの持続可能性や効率性等を適切に検証していくべきである。」

「特に、投資規模の大きいもの、債権・債務を適切に管理していく必要のあるもの、長期にわたり収支を考慮する必要のあるものであって新規に行うような事業については、地域の住民サービスを引き続き担っていくべき自治体として、より積極的に適用していくべき」

「今後の下水道経営に求められる課題」(平成 25 年 5 月)

平成 25 年 5 月 総務省自治財政局準公営企業室

地方公営企業法の適用

情報公開の推進及び経営基盤の強化等の観点から地方公営企業法(特に財務規定等)の適用について積極的に検討を進めることが必要。(健全化法への対応、公会計整備推進等との関係でも重要。)

「地方公営企業法の適用に関する研究会」(平成 25 年 7 月)

平成 25 年 7 月 総務省自治財政局公営企業課

平成 24 年度の「地方公営企業法の適用に関する調査研究会報告書」を受け、総務省では公営企業の住民サービスの安定提供を目的とした資本制度の見直し、会計基準の見直し等制度の整備を行ってきた。これら制度の適用事業について、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)の財務規定等の適用範囲の拡大に向け、『適用事業の検討』、『義務付けの必要性』、『中小規模団体への配慮』について検討を行うところである。

このように、任意適用事業の下水道事業も、地方公営企業法の財務規定等の適用を義務付ける方向であることがわかる。



下水道事業を管轄する国土交通省では、平成16年12月の「下水道経営に関する留意事項等について」(国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道管理指導室長 国都下管第10号)により経費負担の原則の明確化等下水道事業経営状況の理解度向上を目的に地方公営企業会計方式の導入を推奨している。

「下水道経営に関する留意事項等について」(国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道管理指導室長 国都下管第10号)から一部抜粋

(4) 経営情報の公開・透明化

上記のような各種施策を推進するためには、下水道管理者による積極的な情報の公開と説明責任の徹底が不可欠です。

また、住民等から下水道整備の必要性についての正しい理解を得るためには、下水道整備が公共用水域の水質保全に与える効果、そのための費用と料金負担の関係等についての情報を分かり易く開示する必要があります。

(5) 企業会計の導入

事業の計画性や透明性の確保、公費で負担すべき部分の明確化等に向けて、企業会計方式の導入による財務諸表等の作成が有効です。

今後は、企業会計方式を導入し、経費負担の原則が明確に示すとともに、収入、コスト、資金の調達状況等が適切に区分して表示されている財務諸表等を通して、下水道事業の経営状況を理解し易くすることが必要不可欠です。

(6) 意識改革

下水道管理者においては、議会、住民等に対して十分な説明を行うことを抜きにして事業の円滑な運営は望めないことを再認識する必要があります。

特に下水道事業は、地方財政法で地方公営企業として位置付けられており、独立した企業として経営が成り立つことが期待されていることから、企業体であることの明確な自覚をもって経営に取り組まなければなりません。

第3節 他都市の状況

下水道事業については、昭和38年度の地方公営企業法改正により、「職員数100人以上の事業については、財務規定等の一部を当然に適用すること」とされていた。しかしながら、下水道事業の特性により、経費の相当部分を一般会計から賄わなければならない状況にあり、法を一律に適用させる実益が少ないことから、昭和41年の法改正に伴い、法の規定の適用については任意とし、現在では各事業体の判断に任されている。本節では、他都市の下水道事業の地方公営企業法適用状況を調査した。全国の下水道事業における法適用状況は、「地方公営企業年鑑[平成23年4月1日～平成24年3月31日]（総務省自治財源局編）」より引用した。平成23年度末時点で、下水道事業体総数は3625事業体、うち13%の454事業体で法適用済みである（図4.1参照）。下水道事業別の法適用状況は、公共下水道が最も多く208事業体、特定環境保全公共下水道が次いで113事業体となっている（図4.2参照）。

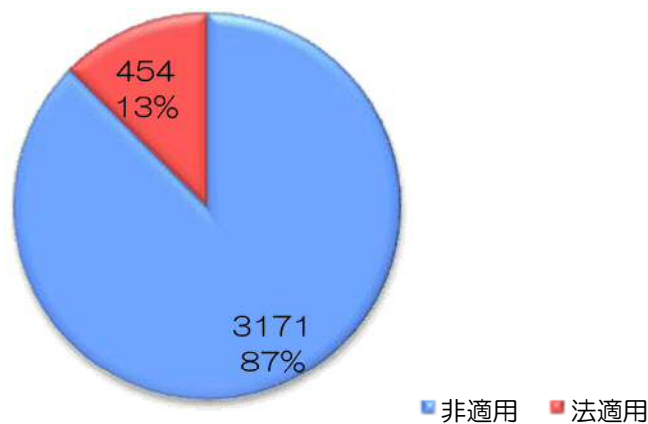


図4.1 下水道事業における法適用事業体割合

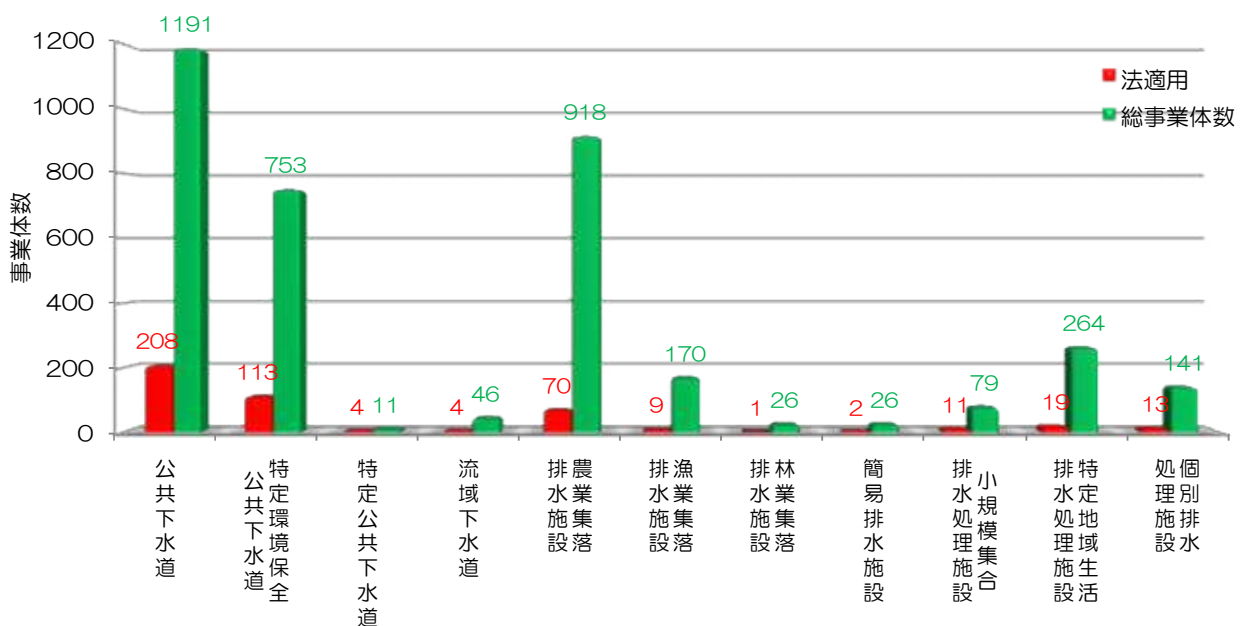


図4.2 下水道事業別法適用事業体数

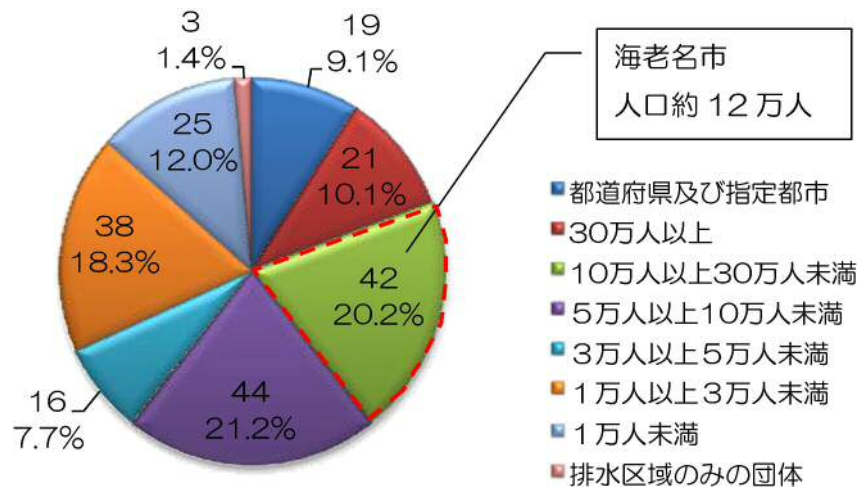


図 4.3 規模別法適用事業数

規模別に法適用事業体数を見ると、海老名市と同規模の事業体（人口 10 万人以上 30 万人未満）は比較的多く 42 事業で法適用を実施している（図 4.3 参照）。法適用事業体数の年度推移を見ると、平成元年～平成 12 年は年間の法適用事業体数が約 5 事業体であったが、平成 13 年～平成 18 年では、年間の法適用事業体数が約 17 事業体と増加傾向にあり、平成 19 年～平成 22 年では、年間の法適用事業体数が約 43 事業体と、さらに増加傾向を示している（図 4.4、表 4.2 参照）。増加傾向の背景として、平成 10 年 1 月「地方公営企業の経営基盤の強化について（自治省）」、平成 16 年 2 月「下水道経営に関する留意事項等について（国土交通省通知）」、平成 18 年 8 月 31 日「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針の策定について（総務省通達）」、平成 19 年 6 月制定の「地方財政健全化法」等、国が下水道事業経営の健全化を目的とし、計画性・透明性の向上を図るための手段の一つに、地方公営企業法適用を推進しているためと考えられる。

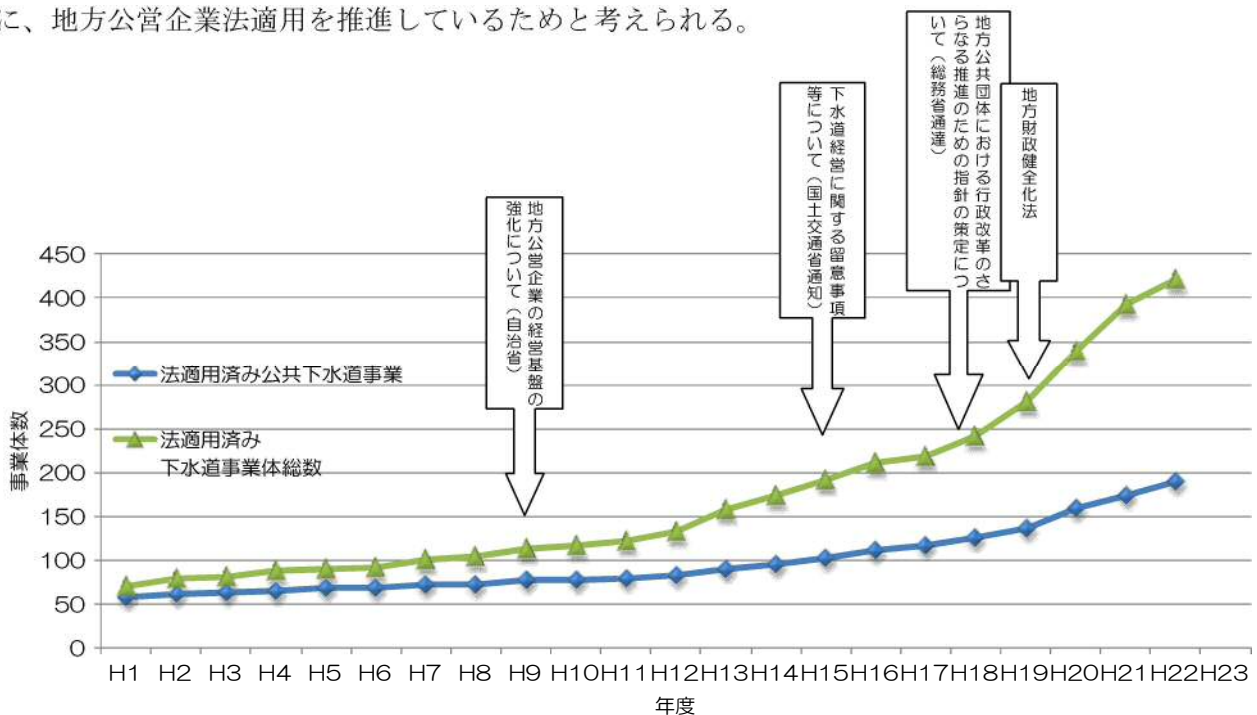


図 4.4 法適用事業体数の推移

表 4.2 法適用事業体の年度別件数

| 年度 | H02 | H03 | H04 | H05 | H06 | H07 | H08 | H09 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 法適用 自治体数 | 3 | 2 | 3 | 2 | 1 | 3 | 1 | 4 | 1 | 2 | 3 | 7 | 6 | 6 | 9 | 5 | 9 | 12 | 22 | 15 | 15 | 19 |

第4節

神奈川県内の状況

神奈川県内においては、平成 25 年度末で横浜市、川崎市、藤沢市、横須賀市、茅ヶ崎市、相模原市の 6 事業体で下水道事業に地方公営企業法を適用し、下水道事業経営を行っているところである（図 4.5 参照）。

横須賀市は全部適用、他 5 事業体は一部適用（財務規定等の適用）としている。

また、現在下水道事業への地方公営企業法の適用に向けて 5 事業体（小田原市、平塚市、秦野市、座間市、寒川町）が準備を進めているところである。

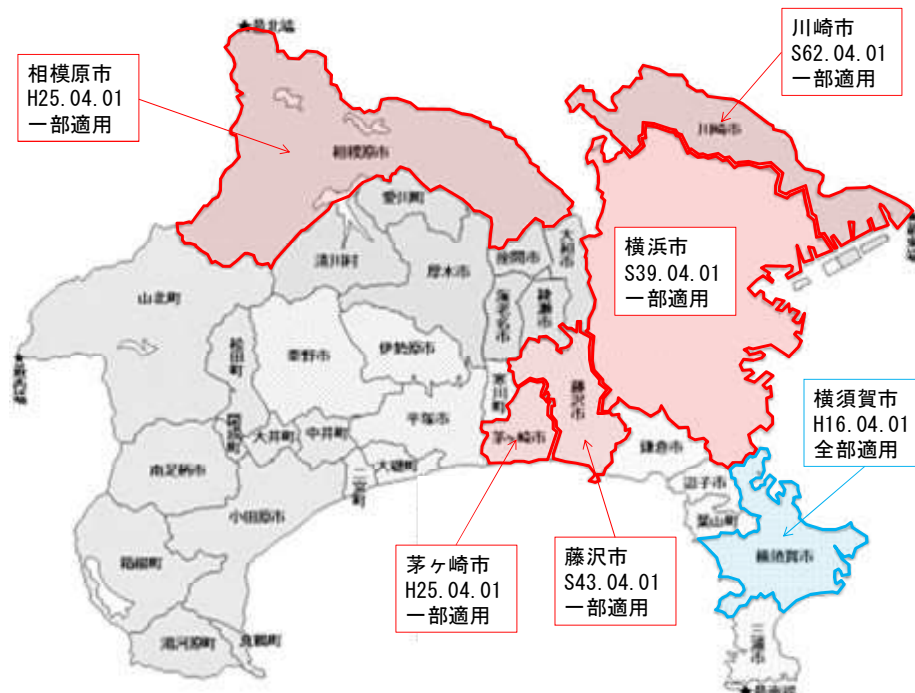


図 4.5 神奈川県内における地方公営企業法適用事業体

第5章 法適用基本項目の整理

第1節 法適用範囲の検討

法適用範囲の検討は、地方公営企業法の全てを適用するか、または、財務規定等の一部適用かを選択をすることである。下水道事業は、地方公営企業法の適用が任意であるとともにその適用範囲も任意となっているため、どちらの方針とするか選択しなければならない（表 3.1 参照）。

（1）法適用の分類

地方公営企業法の規定を大別すると、次のとおりである。

- ① 「組織」
- ② 「財務規定等」
- ③ 「職員の身分取扱」

「全部適用」・・・①～③を含む全てを適用する場合

「一部適用」・・・②「財務規定等」のみを適用する場合 となる。

（2）「全部適用」と「一部適用」の比較

「全部適用」と「一部適用」で異なる点は、「職務権限及び身分取扱」、「財政面」および「組織面」である。組織面からは、一つの企業体としての組織体制が構築される「全部適用」が、また、財政面からは、簡素で効率的な財務運営となる「一部適用」が優位と考えられる。

さらに、財務規定等が強制適用されている病院事業に法の全部を適用する際の考え方として、「組織」「職員の身分取扱」の面でも企業的な取扱いをする方が合理性・効率性の面からメリットが大きいと判断した場合には法の全部を適用できるとされており、下水道事業においても同様に考えることができる。

表 5.1 下水道事業への地方公営企業法適用における事務執行体制

| 項目 | 全部適用 | | 一部適用 | |
|----------|-------------------|--------|---------------|--------------|
| | 管理者設置 | 管理者非設置 | 会計管理者に事務委任しない | 会計管理者に事務委任する |
| 事務体制 | 首長 | 首長 | 首長 | 首長 |
| | 管理者 | | | |
| | 企業出納員 | 企業出納員 | 企業出納員 | 出納員 |
| 出納及び会計事務 | 企業出納員 | 企業出納員 | 企業出納員 | 企業管理者 |
| 予算調整 | 管理者が原案作成 首長が調製 | 首長が調製 | 首長が調製 | 首長が調製 |
| 決算調整 | 管理者が調製 | 首長が調製 | 首長が調製 | 会計管理者が調製 |

表 5.2 下水道事業への地方公営企業法適用における分類別比較表

| 項目 | 官公庁会計 | | 全部適用 | | 一部適用 | |
|------------|---|---|---|---|--|---|
| 定義 | ◆地方自治法、地方 財政法、地方公務員 法に準じる。 | ○ | ◆地方公営企業法の総則、雑則、 下記条項に準じる。 ・組織（第2章第7条～第16条） ・財務（第3章第17条～第35条） ・職員（第4章第36条 ～第5章第39条の3） | ○ | 地方公営企業法の総則、雑則、下 記条項に準じる。 ・財務（第3章第17条～第35条） | ○ |
| 財務 規定 | ◆地方自治法に準 じた会計方式（現金 主義、単式簿記）に より現金が動いた 事実をもって記帳 される。 ◆未払金、未収金等 が考慮されないた め、一定期間にお ける経営状況が不 明瞭である。 | × | ◆地方公営企業法の財務規定に 準じて、一般行政と異なる会計方 式（発生主義、複式簿記、損益取 引と資本取引に分離した経理等） の採用により経営内容が明確に なる。 | ○ | ◆全部適用の場合と同様である。 | ○ |
| 組織 体制 | ◆地方自治法に準 じた組織体制であ り管理者の権限は 長が行う。 | ○ | ◆原則として管理者を設置する。 ◆会計事務、予算原案の作成、決 算の調整、職員人事、契約等の地 方公営企業の業務全般の権限を 有し、議会の関与や長の指揮監督 を必要最小限に止め、自己の判 断、責任において事業体の運営が でき、独立性が確保できる。 ◆一部の権限（予算調整権、議案 提出権、決算の審査等）は長に留 保。 ◆管理者を置かないことができ る。その場合の管理者の権限は長 が行う。 | ○ | ◆地方自治法に準じた組織体制 であり管理者の権限は長が行う。 | ○ |
| 職員の 身分 | ◆地方公務員法の 適用を受ける。 ◆政治的行為の制 限がある。 | ○ | ◆企業職員として地方公営企業 法、地方公営企業労働関係法の適 用を受ける。 ◆労働組合法、最低賃金法、労働 基準法の一部が適用対象となる。 ◆政治的行為の制限がない。 | ○ | ◆一般行政職員と同様に地方公 務員法の適用を受ける。 ◆政治的行為の制限がある。 | ○ |
| 経営上 の特徴 | ◆現金主義、単式簿 記による会計であ るため一定期間に おける経営状況が 不明瞭である。 ◆組織的には一般 行政の一部であり 責任及び権限は限 られる。 | △ | ◆議会の関与や長の指揮監督を 最小限にとどめ、企業自らの判断 と責任において機動的な経営が 可能となる。 | ○ | ◆財務規定の適用により経理内 容が明確となる。 ◆組織的には一般行政の一部で あり責任及び権限は限られる。 | ○ |

(3) 法適用範囲の状況

平成 23 年度末で法適用している事業者のうち公共下水道での法適用範囲について図 5.1 に示す。64%の事業者で全部適用、36%の事業者で一部適用をしている。

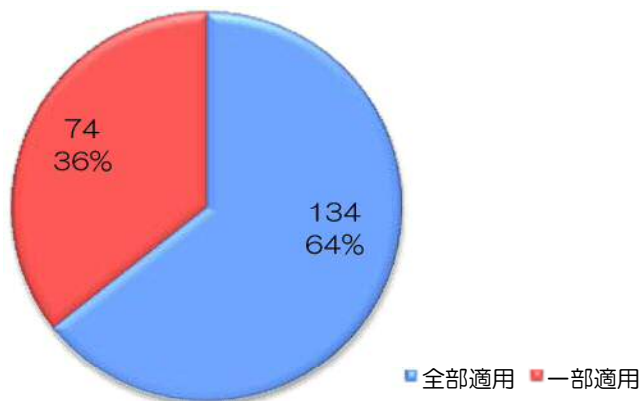


図 5.1 公共下水道事業における全部適用、一部適用の事業者割合

法適用範囲と水道事業との統合状況を見ると、全部適用している 132 事業者のうち 9 割にあたる 119 事業者で水道事業と統合している（図 5.2 参照）。これは水道事業と統合するにあたり、水道事業の地方公営企業に精通した職員の利活用、既存のシステム利活用といったメリットからであると判断される。一部適用している 76 事業者については、水道事業と統合、下水道事業単独の割合はほぼ同等である。

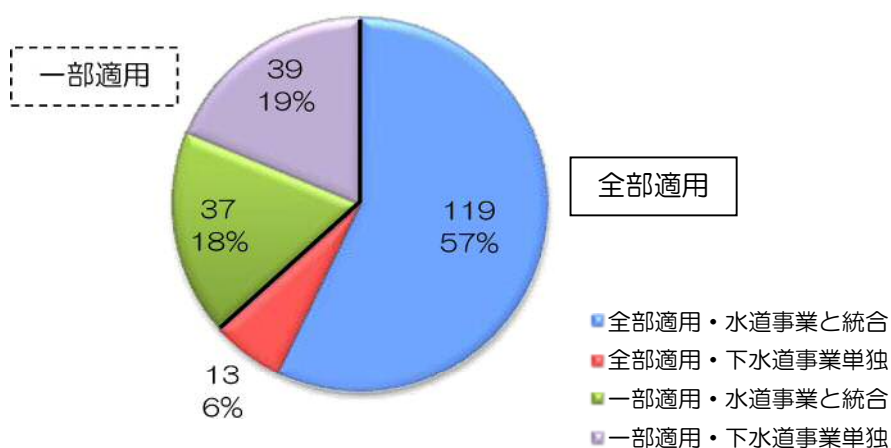


図 5.2 公共下水道事業における法適用範囲と水道事業との統合の有無について

神奈川県内法適用事業者の法適用範囲の採用状況は図 5.3 に示す通り、全部適用 1 事業者、他 5 事業者は一部適用（財務規定等の適用）である。

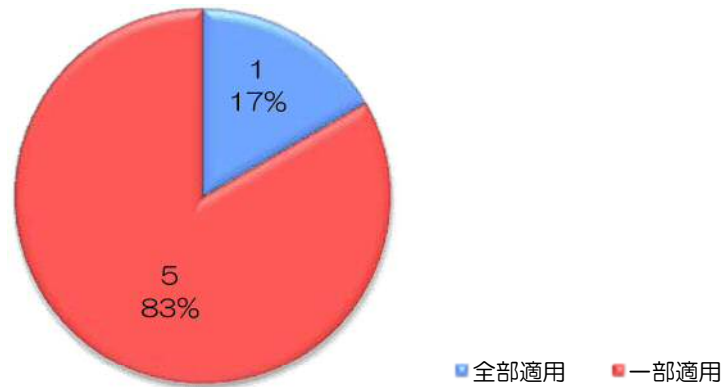


図 5.3 神奈川県内法適用事業体における法適用範囲の採用状況

(4) 海老名市下水道事業の法適用範囲

海老名市の水道事業は、神奈川県により運営されており、海老名市の組織内に水道事業を執り行う部局がなく、統合することによるスケールメリット等を得られない。公費で負担すべき雨水対策事業を重点施策の一つとし、その事業を進めている状況であり、一般会計との連携の点でも市長部局にとどまる一部適用が望ましい。

表 5.3 海老名市下水道事業における法適用範囲別の得失

| 項目 | 全部適用 | 一部適用 |
|-------|--|--|
| メリット | <ul style="list-style-type: none"> ◆議会の関与や長の指揮監督を最小限にとどめ、下水道事業管理者の判断と責任において機動的な経営が可能となる。 ◆会計方式が地方公営企業会計方式となるため、本来の目的である安定した下水道事業経営の持続を行うための取り組みが可能となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ◆全部適用と比較して、現行の組織体制を活かし最小限の増員で地方公営企業法の適用が可能である。 ◆財務規定のみの適用であっても、会計方式が地方公営企業会計方式となるため、本来の目的である安定した下水道事業経営の持続を行うための取り組みが可能となる。 ◆雨水対策事業に着手しており、今後も事業量が増加することが見込まれるため、一般会計との連携の点でも一部適用のメリットがある。 |
| デメリット | <ul style="list-style-type: none"> ◆水道事業等の法適用済み公営企業が市組織内部にないため、管理者、システム、契約事務・人事給与事務等の仕組みを構築する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ◆財務規定のみの適用であるため、下水道事業運営の際の企業としての弾力性の点では全部適用に劣る。 |
| 評価 | △ | ○ |

第2節

法適用の効果

法適用の効果として、①経営状況の明確化、使用料の適切な算定、②企業経営の弾力化、③職員の経営意識の向上、④消費税の節減効果等をあげることができる。

(1) 経営状況の明確化、使用料の適切な算定

法適用化することによって、発生主義・複式簿記で処理されることで、会計情報が明確化され、多様な財務分析、経営分析が可能となる。その結果、適切な使用料算定が可能となり、より明確な経営状況を開示することができる。経営状況の明確化、使用料の適切な算定の側面からは、次の主な効果が得られる。

- ①損益取引と資本取引の明確化
- ②期間損益計算による使用料対象原価の明確化及び平準化
- ③議会・住民への説明が容易

①損益取引と資本取引の明確化

地方公営企業会計は、維持管理等に係る収支（損益取引）と建設改良等に係る収支（資本取引）を明確に区分した会計を行う（図5.4参照）。

資本的支出・・・建設等の下水道資産取得に係る支出を示し、建設改良費、地方債償還金等の和である。

資本的収入・・・建設等の下水道資産取得に係る収入を示し、地方債、他会計補助金、国庫補助金、県補助金、工事負担金等の和である。

収益的支出・・・下水道施設の維持管理に係る支出を示し、維持管理費、減価償却費、地方債利息等の和である。

収益的収入・・・下水道施設の維持管理に係る収入を示し、下水道使用料、他会計繰入金等の和である。

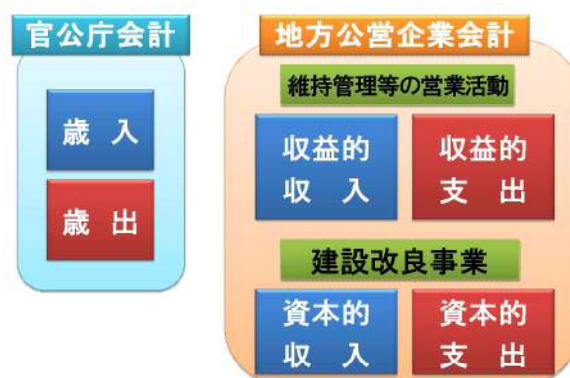


図5.4 官公庁会計と地方公営企業会計との違い

地方公営企業会計では、毎年度維持管理等に係る収支（損益取引）と建設改良等に係る収支（資本取引）に基づき、貸借対照表（BS）、損益計算書（P/L）を作成する（図5.5参照）。

貸借対照表（BS）は、下水道事業の資産、負債、資本を表す書類であり、「財産をいくら保有しているのか」（資産の取得額）、「借金はいくら残っているのか」（負債額）、「どんな財源で資産を調達して

いるのか」(資本における国庫補助金、受益者負担金等の金額)といった下水道事業における財政状況を見ることができる。貸借対照表を作成することで、下水道事業経営の安定の程度を把握することができ、事業が存続可能かを判断することができる書類である。

損益計算書(P/L)は、当該年度の下水道事業運営に要した費用と、収益を表す書類であり、「下水道使用料収入はどれだけあったのか」、「下水道事業の資産を維持するためにいくら費用がかかったのか」、「企業としての儲けはいくらあったのか」といった下水道事業の経営状況を見ることができる。

地方公営企業会計で作成する貸借対照表(BS)、損益計算書(P/L)を用いて様々な経営シミュレーションを行うことが可能であり、より高度な下水道事業のマネジメントが可能となる。

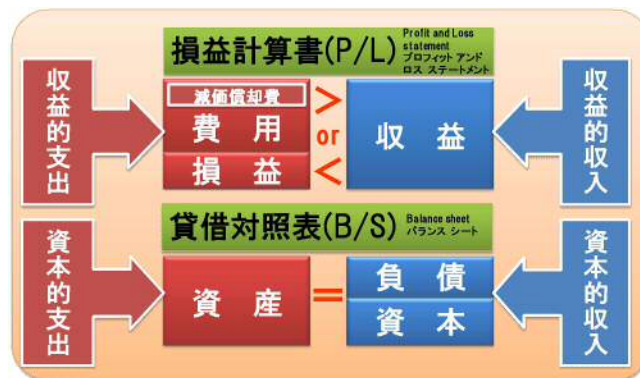


図 5.5 貸借対照表と損益計算書の概念図

②期間損益計算による使用料対象原価の明確化及び平準化

地方公営企業会計では期間損益計算という考え方がある。期間損益計算とは、「その年の収益に役立った費用は当該年度の費用とし、翌年度以降の収益に貢献する支出は資産として繰り延べる」という考え方である。

莫大な費用をかけて建設した施設の場合、昨年度よりも多くの費用が発生しているため当該年度の収益は大幅に減少する。しかし耐用年数の満了まで下水道使用料という収入を得ることができる。施設建設のために要した費用は、来年度以降の収益(下水道使用料収入等)に貢献する費用ということであり、その費用を当該年度のみで費用とせず資産化し、来年度以降の複数年で減価償却することによって、公正に費用化し利益を正確に把握することが可能となる(図 5.6 参照)。

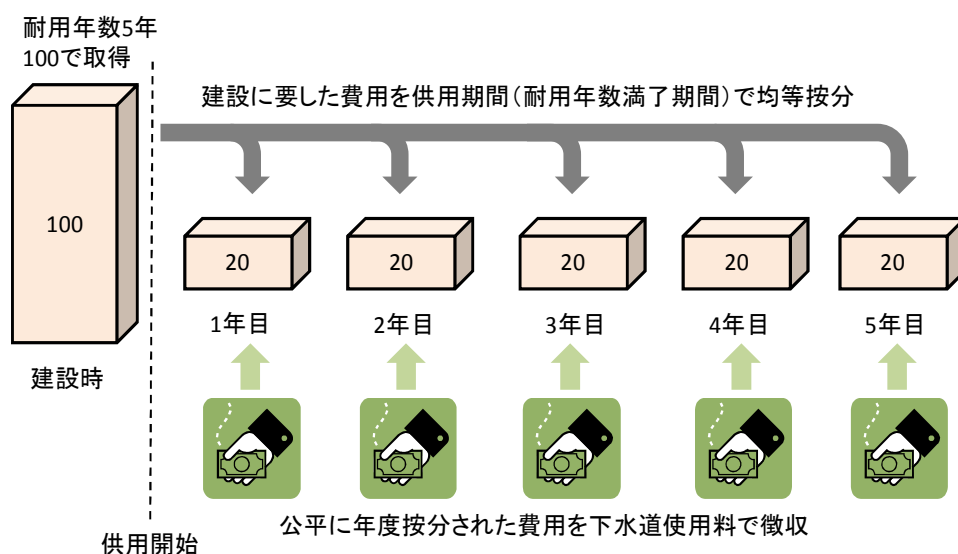


図 5.6 減価償却の概念図

③議会・住民への説明が容易

貸借対照表、損益計算書等の財務諸表は民間企業においても作成され、第三者でも下水道事業の財政状況を読み取ることが可能な書類である。これらを公開することで、議会あるいは市民に下水道事業の財政状況を明確に示すことが可能となる。

(2) 企業経営の弾力化

- ①予算の弾力条項
- ②資産の取得手続及び処分手続の簡素化
- ③特別会計に対する繰出手続の簡素化

①予算の弾力条項

必要に応じ、業務量の増加に伴い収益が増加する場合においては、地公法第24条第3項の弾力条項によって当該業務に要する経費について予算超過の支出が認められている。

②資産の取得手続及び処分手続の簡素化

地公法第33条及び同法施行令第26条の3において、重要な資産の取得・処分は予算に定めればよく、議会の議決の必要はない。

③特別会計に対する繰出手続の簡素化

法非適用の場合、事業への基準外繰出は議決が必要であるが、法適用により予算計上のみでよいとされている。

(3) 職員の経営意識の向上

経営状況の明確化や独立採算制の原則により、職員の意識改革を促し経営意識の向上（コスト削減や収入増加に向けた努力）が期待できる。

(4) 消費税の節税効果

消費税の節減効果では、地方公営企業法第20条《計理の方法》の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業が一般会計等から減価償却費を対象とする補助金を収受する場合の当該補助金は、令第75条《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》に規定する特定支出のためのみ使用することとされている収入に該当するものとして取り扱うことになる。法適後は、繰入金を減価償却費に充当可能となり、仕入れ控除できることで、消費税が軽減される可能性がある。

第3節 法適用により生じる業務等の増加について

法適用に際して、①官庁会計から企業会計に移行するため、従事する職員の会計に関する教育を行う必要があること、②現有固定資産の整理事務が発生（委託業務）、③組織体系の整備などが考えられる。

(1) 従事職員による企業会計方式の習得

法適用に伴い、新たに発生する会計方式を会計業務に従事する職員が習得する必要がある。日々の伝票処理、各種管理業務、予算・決算業務を行うにあたり、円滑な企業経営を行うために企業会計に

精通した職員が不可欠となる。

(2) 事務の増加

法適用に伴い、固定資産の管理、企業会計方式による財務諸表の作成等が新たに発生するため、事務が増加する。

(3) 組織体系の整備

企業会計事務が新たに増加するため会計に精通した職員の配置は必須である。海老名市では、水道事業等の先行して地方公営企業法を適用している企業がないため、組織内に地方公営企業会計に精通した職員は少ない。そのため地方公営企業法適用準備業務、法適用後の資産整理、予算・決算業務等に対応する専属の職員が必要となる。

地方公営企業法適用準備段階では、庁内外の調整、システム調整、資産調査・評価等作業内容は多岐にわたり、作業量も膨大である。そのため現行職員の他に地方公営企業法適用準備係（4名）の人員が必要となる（図5.7参照）。

法適用後の組織についても、固定資産の調査・評価、予算・決算事務、システム管理等、移行準備段階と同様に作業内容は多岐にわたるため、現行の3係体制に経営係を新たに設けることを検討すべきである（図5.8参照）。

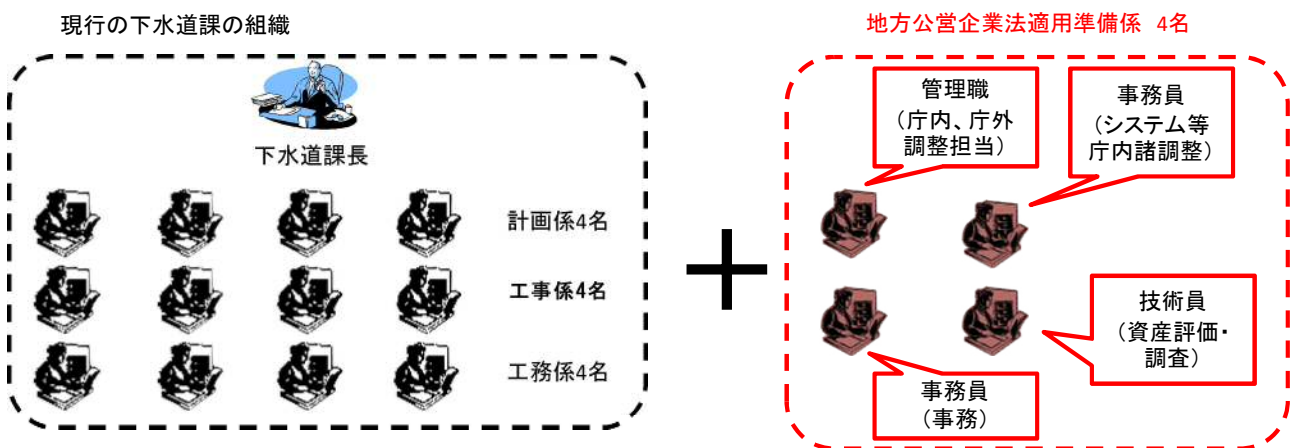


図 5.7 地方公営企業法適用準備段階での人員体制（案）

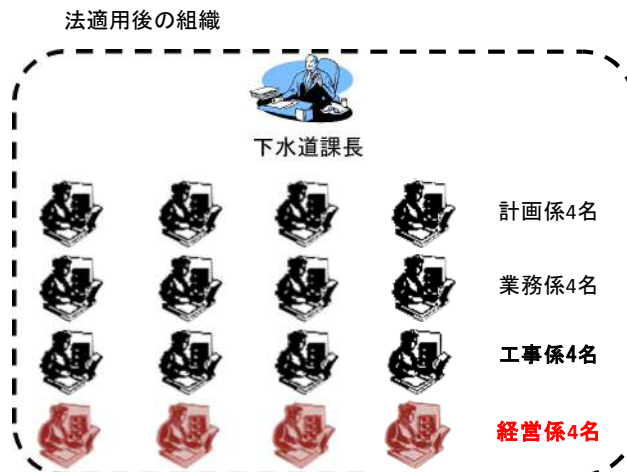


図 5.8 地方公営企業法適用後の人員体制（案）

第4節 法適用時期について

下水道事業に法適用を行うにあたり必要となる準備業務は、次のとおりである。

- ①基本方針の決定（法適用時期・適用範囲の決定）及び法適用基本計画策定
- ②固定資産調査及び評価
- ③システム構築
- ④法適用準備事務（他部局との調整、条例・規則等の改廃、新予算調製、打切決算等）

①～④の中で特に時間を要するのが、②固定資産調査及び評価である。海老名市下水道事業が保有する資産は膨大であり、同規模市町村の実績から最低でも固定資産調査及び評価に約2年半を要する。同時に③システム構築、④法適用準備事務が発生するため、基本方針の決定から法適用までに約3年を見込む。

平成29年4月1日
法適用

表 5.8 法適用準備業務の概略スケジュール

| 項目 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|
| ①基本方針の決定及び法適用基本計画策定 | | | | |
| ②固定資産調査及び評価 | | | | |
| ③システム構築 | | | | |
| ④法適用準備事務 | | | | |

＜参考＞下水道事業における企業会計導入の手引き -2008年版- 【追補版2012】

表 4-10 平均委託期間について

| 人口区分 | 市町村数 | 平均委託期間(年) | | | | |
|--------------|------|-----------|--------|--------|-------|--------|
| | | 基礎調査 | 資産調査 | 移行事務支援 | システム | 総委託期間 |
| 30万人以上 | 3 | 10ヶ月 | 2年10ヶ月 | 2年 | 1年9ヶ月 | 3年4ヶ月 |
| 10万人以上30万人未満 | 8 | 1年2ヶ月 | 2年6ヶ月 | 1年10ヶ月 | 1年7ヶ月 | 2年10ヶ月 |
| 5万人以上10万人未満 | 2 | 1年 | 2年 | 1年8ヶ月 | 1年5ヶ月 | 2年7ヶ月 |
| 3万人以上5万人未満 | 1 | 1年 | 2年7ヶ月 | 2年 | 1年7ヶ月 | 2年6ヶ月 |
| 1万人以上3万人未満 | 6 | 1年 | 1年8ヶ月 | 1年6ヶ月 | 1年8ヶ月 | 2年 |
| 1万人未満 | 0 | | 1年 | 1年 | 1年 | 2年 |
| 平均 | 20 | 1年 | 2年1ヶ月 | 1年8ヶ月 | 1年6ヶ月 | 2年5ヶ月 |

※各業務の平均委託期間の内訳は平行作業もあるため、合計値は総委託期間とは同じにならない。

※移行事務支援とは、法適化に伴う事務の支援を実施するものである。

第6章 固定資産調査・評価方針

第1節 固定資産調査・評価の基本事項

(1) 資産の意義

地方公営企業会計は経営が継続することを前提として、1事業年度という定められた単位期間における期間損益を算定することが目的である。しかしながら、この期間計算においては収入のすべてが、その期間の収益とはならず、また支出もすべてがその期間の費用とはならない。このように、支出された額の一部は費用化されず、様々な経済価値として次年度以降に残されるものが資産である。

(2) 資産の分類の意義

資産は、固定資産、流動資産および繰延勘定に分類される。固定資産と流動資産は、その換金されるまでの期間の長短によって分類するのが通常の基準であり、1年という期間を設定して、資産をその期間内に換金し得るものと、そうでないものとに分類するワン・イヤールールの原則が採用されている。また、このような基準ではなく、企業がその営業目的を達成するため継続的に所有するもののうち、加工や売却を予定しない財産を固定資産とし、その資産を利用して取引の交換に用いる財貨を流動資産とする分類もできる。このほか両者のいずれにも属さないものを処理するために、別に繰延勘定という分類項目を設けることがある。

このように固定資産と流動資産の分類の基準はあっても、その具体的分類は、その資産の企業に対する機能および流動性によるものであることに注意する必要がある。たとえば、土地・建物について、これを事業で使用する場合は固定資産となり、不動産会社のように土地・建物を販売する目的で保有する場合は流動資産となる。図6.1に資産分類例を示す。

法適用時においては、資産を明確にする必要があるとともに、地方公営企業会計を採用した後はこの分類に沿った処理を日々行うことになるため、法適用後における資産整理方針を基本として位置づけるべきである。しかしながら法適用前の資料は、法適用後のように最適な資料が全て揃っているとは言えず、整理が困難なことが多いため、既存資料の状況によっては資産整理内容が大きく異なってくる。このため、官公庁会計方式で取得した資産を地方公営企業会計上の資産・負債・資本として整理する方法と地方公営企業会計方式として毎事業年度の資産を決定する方法の双方を念頭において検討する必要がある。

| | | | | |
|----------|------|----------|--|--|
| 資産 | 固定資産 | 有形固定資産 | —— | { 土地、建物及び附属設備、構築物、鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産、建設仮勘定等 |
| | | 無形固定資産 | —— | 営業権、借地権、地上権、特許権、ソフトウェア、リース資産等 |
| | | 投資その他の資産 | —— | { 前払費用（流動資産に属する前払費用を除く。） 投資有価証券、出資金、長期貸付金、基金、長期前払消費税 |
| | 流動資産 | 当座資金 | —— | 現金及び預金、売買目的有価証券、受取手形、未収金等 |
| | | たな卸資産 | —— | 貯蔵品、製品、原材料等 |
| その他の流動資産 | | —— | { 前払費用（貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に費用化されるものに限る。）、前払金、未収収益等 | |
| | 繰延勘定 | —— | 鉄道事業に係る災害損失（繰延経理するものとされた災害損失に限る。） | |

図6.1 資産の分類の概要

出典：公営企業の経理の手引き

(3) 資産分類方法

資産とは、会計学または経済行為における言葉で、その分類の代表が「地方公営企業法」における勘定科目の分類と考えられる。また、資産は修繕や改築を加えてその資産を技術的に保守管理しなければならない。技術分野においても資産管理が容易な分類でなくてはならない。資産の分類（経済的行為）とは、施設または設備の分類（技術的行為）と言いかえられる程、資産管理と施設管理は一貫性をもたせる必要がある。

これらに関する各種の規程等を以下に列記する。

- ① 地方公営企業法における勘定科目
- ② 標準的耐用年数表における分類（国土交通省改築分類と略称する。）
（下水道事業の手引き）

法適用後の財務処理のみを考慮した場合、地方公営企業法の分類で十分である。しかしながら今後資産データのアセットマネジメント等への有効活用を考慮すると、さらに詳細な分類が必要となる。資産データの将来的な発展性を考慮して資産分類の方針を整理すると、表 6.1、図 6.2 のような資産・設備分類階層構造となる。

表 6.1 資産・設備分類階層構造（案）

| 款 | 項 | 目 | 節 | 大分類 | 中分類 | 小分類 |
|-----------------------|--------|-----------|---------|-------------------------------------|------|-----|
| 固定資産 | 有形固定資産 | 土地・建物 等科目 | 下水道事業区分 | 施設区分 | 設備分類 | 機器群 |
| 地方公 営 企 業 法 に よ る 分 類 | | | | 国 土 交 通 省 標 準 的 耐 用 年 数 に 関 わ る 分 類 | | |

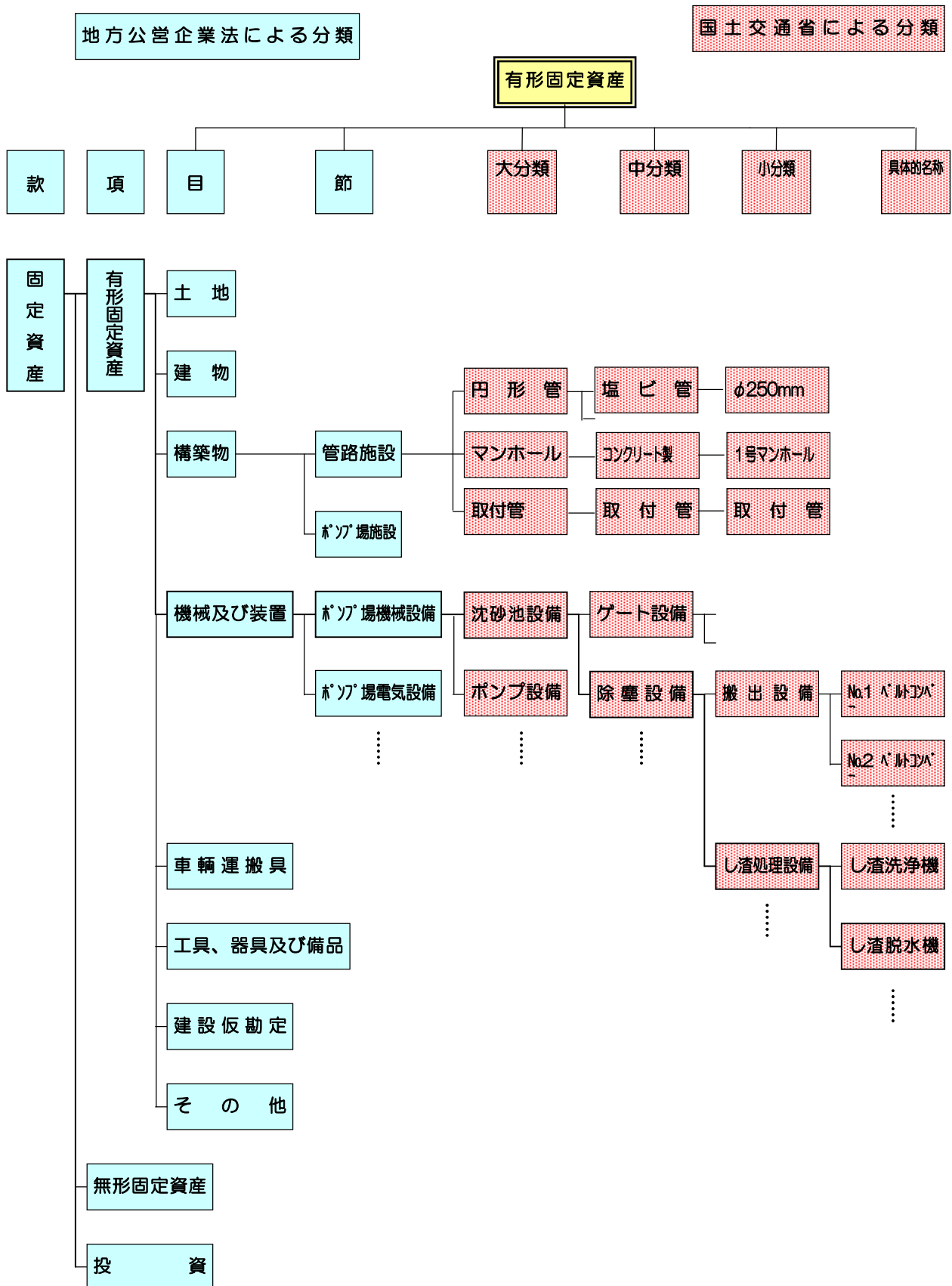


図 6.2 資産・設備分類系統図 (案)

第2節 資産の評価方針

資産を評価するとは、各々の詳細資産に対する管理基準を定めることと、下水道事業としての特質からも考慮されなければならない。例えば、補助金の取り扱いや計算の手法等の方針を決定する必要がある。ここではその評価方針について述べる。

(1) 減価償却の方法

償却計算手法には定額法と定率法があるが下記とする。

- | | |
|------------------|---|
| ① 有形固定資産……定額法 | 償却額 = $\frac{\text{帳簿原価} - \text{残存価額}}{\text{耐用年数}}$ |
| ② 無形固定資産……定額法 | 償却額 = $\frac{\text{帳簿原価} - \text{残存価額}}{\text{耐用年数}}$ |
| ③ 取替資産……取替法（定額法） | 償却額 = $\frac{\text{帳簿原価} - \text{残存価額}}{\text{耐用年数}}$ |

①項の有形固定資産は、定額法の他に定率法も採用できることとなっている。平成10年10月5日付で、平成10年4月1日以後に取得の建物については定額法とすることに（地公企令第7条）改正された。また「地方公営企業の会計規程の準則について」（昭和41年8月20日自治企1第3号）（別紙）の第81条にかかわる留意点、2. 個別的事項（42）において水道事業の場合は定額法によることが適当とある。従って、その記述より全て定額法の採用を基本とする。

②項の無形固定資産は、地公企施則第7条第1項により定額法に定められている。

③項の取替資産は、地公企施則第7条第2項により取替法に定められている。

(2) 残存価額

資産別残存価額は下記とする。

- | | | | | |
|---------|--------|-----|--------|-------------------------|
| ①有形固定資産 | -----> | 定額法 | -----> | 帳簿原価の10%とする（地公企則第8条第1項） |
| ②無形固定資産 | -----> | 定額法 | -----> | 帳簿原価の0%とする（地公企則第9条第1項） |
| ③取替資産 | -----> | 取替法 | -----> | 帳簿原価の50%とする（地公企則第2条第8項） |

(3) 償却限度額

資産別償却限度額は下記とする。

- | | | |
|----------|--------|----------------------------|
| ① 有形固定資産 | -----> | 帳簿原価の95% |
| ② 無形固定資産 | -----> | 帳簿原価の100%（この表現は①との関連で示すのみ） |
| ③ 取替資産 | -----> | 帳簿原価の50%（この表現は①との関連で示すのみ） |

（地公企施則第8条第1項）に「有形固定資産の償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の100分の5に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行った償却額の合計額を控除した金額をこえることはできない。」と示されている。これにより、①の有形固定資産は残存価額までの償却以後も5%残存まで償却できると読み替えることができる。なお②の無形固定資産、③の取替法については、いずれも特別の規定がないので計算式の通り上記の表現となる。

第3節 建設補助金等の取扱い

建設改良費に充てた国庫補助金、県補助金、一般会計繰入金等の建設補助金の取扱いは、海老名市下水道事業の損益計算に大きな影響を与える。建設補助金は、償却相当額が損益計算書（P/L）の収益に計上され、自己財源（地方債）は、償却相当額が損益計算書（P/L）の費用に計上されるため、固定資産調査・評価において各資産に建設財源である建設補助金、自己財源を正確に割り当てていく必要がある（図 6.3 参照）。

海老名市公共下水道事業特別会計の決算書より、過年度建設改良費に充当された建設財源を調査した結果は表 6.2 のとおりである。これら建設財源に関する詳細な資料は、現存していないため、各資産への財源の充当方法については次年度以降の固定資産調査・評価実施時に十分検討する必要がある。

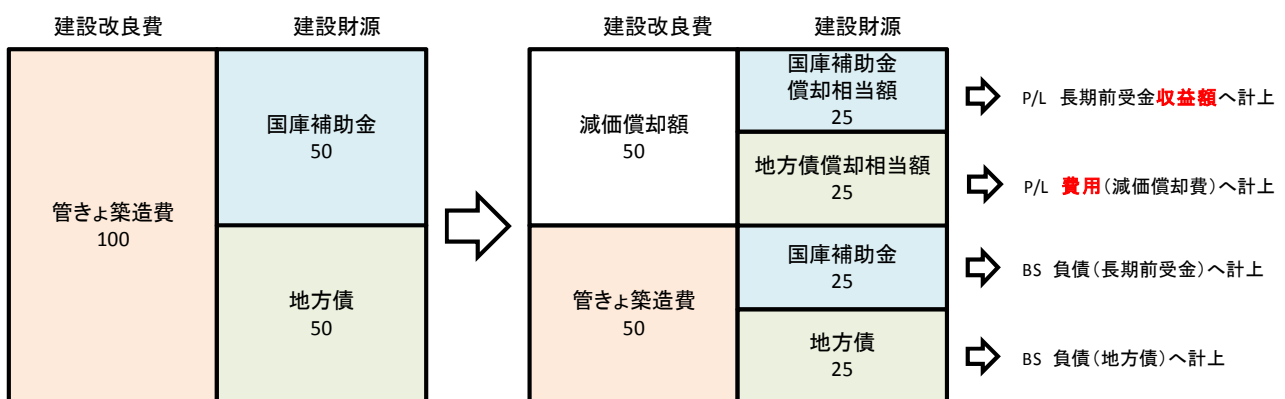


図 6.3 建設財源の償却相当額の財務諸表への計上について

表 6.2 海老名市下水道事業における主な建設財源

| 財源 | 充当された年度 |
|----------|---|
| 国庫補助金 | S48 年度～H25 年度 |
| 受益者負担金 | S53 年度～H25 年度 |
| 下水道事業負担金 | S52 年度～S53 年度、S59 年度、S62 年度～H3 年度)、H9 年度～H11 年度 |
| 県補助金 | S48 年度～S50 年度、S62 年度～H23 年度 |
| 一般会計繰入金 | S48 年度～H25 年度 |
| 市債（地方債） | S48 年度～H25 年度 |

※一般会計繰入金による、建設改良費充当額は不明

第4節 間接費の取扱い

設備投資に要した費用（設備投資総額）は、直接費と間接費に分離されて整理され、また直接費のうちには、工事請負額と直接経費である委託料や負担金等に分けられる。また工事請負額のうちには、付帯工事と称される付帯工事請負額に分けられる。これら直接費のうち直接資産を形成した工事請負額以外の間接費類も資産形成に投資した経費として整理のうえ、加算しなければならない。

一方資産形成に、間接的に必要とされる経費に事務費（人件費）が必要となるわけであるが、これ

らの間接費も資産形成に必要とする経費であり加算しなければならない。

以上間接費には、直接工事を補完させる①付帯工事請負額と、これら請負工事を補完させる委託料等の②直接費の他に③事務費等の経費を間接費と称し、この間接費は本資産に配分するものとする。

図 6.3 にこれらの関係を示す。

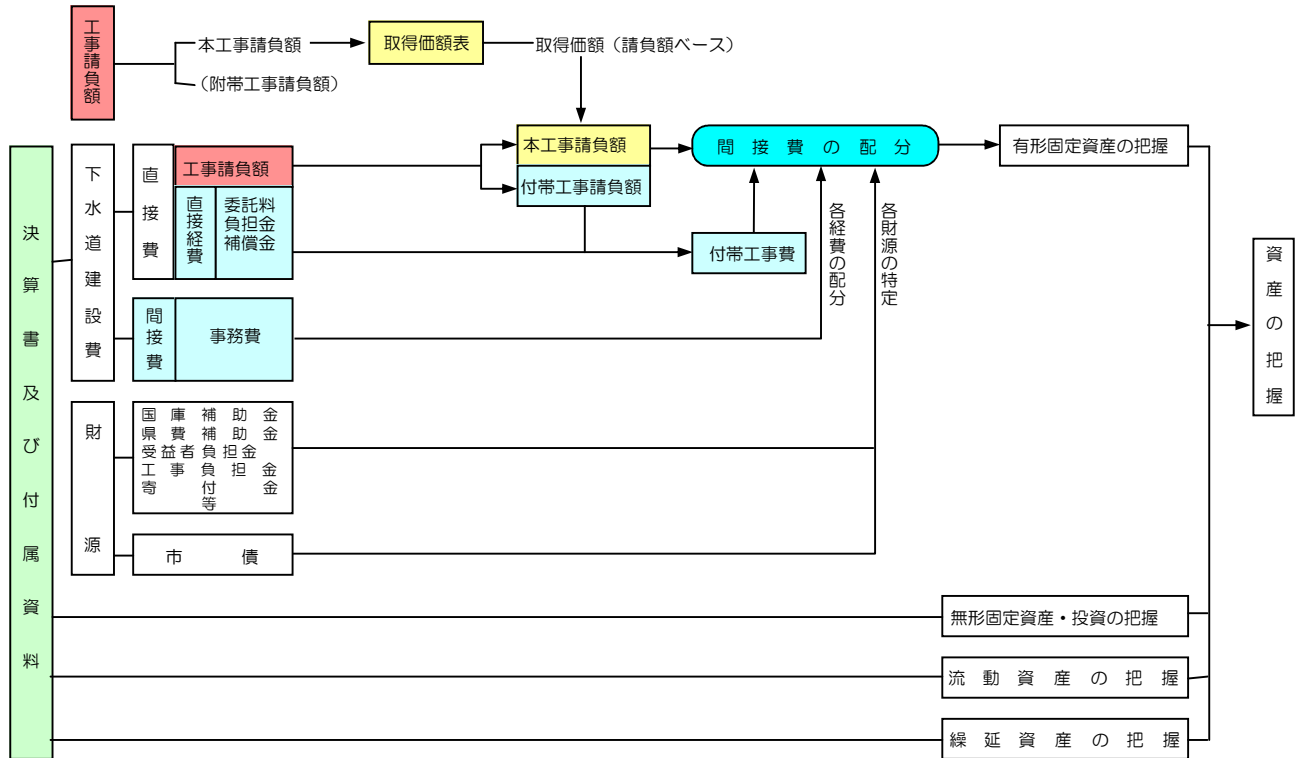


図 6.4 間接費の整理と取扱い

第5節

資産取得の時期

(1) 原則

固定資産の取得時期は、原則として当該資産の所有権を取得した日の属する時期をいうことである。詳細を例記する。

- ① 原則として施設の建設、設備の設置を行った時期とする。なお、数年度にわたる建設工事については、その施設の一部若しくは全体が稼動を開始した時期とする。
- ② 工具、器具及び備品、車両運搬具等の購入資産は、これを検収した時期とする。
- ③ 土地等所有権を取得した日とその登記の日が異なる場合は、その所有権を取得した日とする。ただし、所有権を取得した日が明らかでない場合は、登記の日を取得の時期とする。
- ④ 取得の時期の不明な資産については、当該資産が使用されている事業の開始の時期等より推定するものとする。

(2) 資産科目との具体例

資産の取得時期は、その後の評価（減価償却）において、経過期間を表す要因である。資産の取得は年月日まで判明することが多いが、全ての基本単位は年とし、(地公企則第8条6項) 取得年度をもって資産取得の時期とする。表 6.3 にその具体的な基準を示す。

表 6.3 資産科目別取得時期の考え方

| 資産(科目)名 | 取得時期の原則 | 取得単位 |
|------------------------|--|------|
| ・建物 ・構築物 ・機械及び装置 | 請負工事が完成した年度をその工事の取得年度とする。ただし初期(第1期)の供用開始年度以前の取得資産の減価償却計算開始年度は供用開始年度を基本とする。 | 年度単位 |
| ・車両運搬具 ・工具、器具及び備品 | 検収した時期 | 年度単位 |
| ・土地 | 所有権を取得した日。所有権を取得した日と登記の日が異なる場合は、所有権を取得した日とする。所有権を取得した日が明らかでない場合は登記の日とする。 | 年度単位 |
| ・無形固定資産 | 検収した時期 | 年度単位 |
| ・受贈財産 | 各々上記による。 | 年度単位 |

第6節

取得価額の把握

(1) 原則

固定資産の取得価額は原則として、その資産の取得に要した全ての経費の合計額をもって表わす。

- ① 取得価額は、工事設計書、工事台帳、決算説明書その他の会計記録を基礎とし、不明な時は疑似設計書(適正に見積った価額)で対応する。
- ② 無償で譲り渡しを受けた固定資産の価額は、取得年度、損耗度合、取得時点における時価等を勘案して適正に見積った価額とする。
- ③ 直接費のほか間接費である職員給与費、事務費、受益者負担金徴収経費等資産の取得に要したすべての経費を含むものであること。
- ④ 間接費は、車両運搬具、工具、器具及び備品、土地、無形固定資産には配分しない。土地取得のための経費(用地測量費等)は発生するが、事務手続きの簡素化を目途として、工事への間接費として処理する。

(2) 資産科目との具体例

法適用準備に際し、有形固定資産の把握業務が大部分を占めるといっても過言ではない。また、その中心をなすのはこの取得価額である。地方公営企業会計における取得価額は、その資産の取得に要した費用の全て(間接費等)の合計額を言うのであるが、その取得額算出の過程は明確にすべきである。表 6.4 に具体的な基準を示す。

表 6.4 資産科目と取得価額

| 資産科目 | 取得価額把握の原則 | 間接費の配分 |
|------------------------|--|--------|
| ・建物 ・構築物 ・機械及び装置 | ◆工事設計書 ◆適正に見積った価額(疑似設計書作成) | 配分する |
| ・車両 ・工具、器具及び備品 | 購入書類 | 配分しない |
| ・土地 | 売買契約書 | 配分しない |
| ・受贈資産 | ◆取得額不明の場合には、取得年度、損耗度合、取得時点における時価等を勘案して見積った価格(疑似設計書作成) | 配分しない |
| ・間接費 | ◆職員の人件費等の事務費と、付帯工事や設計等の委託料である間接費の合計額をいう。なお間接費は、土地、車両、工具器具及び備品、無形固定資産には配分しない。 | / |

第7節

耐用年数の把握

(1) 方針

資産内容のうち、金額を取り扱う要素として耐用年数は「法定」の耐用年数が基本で地方公営企業の場合、地方公営企業法によって定められている年数を使用することになる。

法的な経済指標には「地方公営企業法」の定める耐用年数を基本とするが、技術的検討等には何種類かの耐用年数が存在し、それらの参照または検討をしなければならないことが多くそれらの耐用年数への対応も、今後の法適用準備業務において考慮すべきである。

(2) 取り扱う法定耐用年数

地方公営企業法を適用する企業が使用しなければならない耐用年数で下記による。

- 地方公営企業法施行規則第7条および第8条別表第2号～第4号

(昭和27年9月29日 総理府令第73号)

- 地方公営企業法の適用を受ける指定事業の勘定科目等について、別紙2

(昭和38年12月12日 自治丙企発第5号)

表6.5 主たる資産の耐用年数

| 勘定科目区分 | 工種 | 分類 | 耐用年数 | 参照規則・通知 | | | 備考 | | |
|--------|--------|-------------|------|---------|--------|------|-------------------------|----------------|-----------------|
| 建物 | 建築施設 | 躯体及びその他 | 50 | 規 | 建物 | 鉄コン | 事務所用 処理場ポンプ場施設など | | |
| | | ガス設備 | 15 | 規 | 建物附帯 | 電気設備 | 給排水又は衛生・ガス設備 | | |
| | 建築機械設備 | 衛生器具 | 15 | 規 | 建物附帯 | 電気設備 | 給排水又は衛生・ガス設備 | | |
| | | 換気設備 | 15 | 規 | 建物附帯 | 電気設備 | 給排水又は衛生・ガス設備 | | |
| | | 給水設備 | 15 | 規 | 建物附帯 | 電気設備 | 給排水又は衛生・ガス設備 | | |
| | | 給湯設備 | 15 | 規 | 建物附帯 | 電気設備 | 給排水又は衛生・ガス設備 | | |
| | | 散水設備 | 15 | 規 | 建物附帯 | 電気設備 | 給排水又は衛生・ガス設備 | | |
| | | 冷暖房設備 | 15 | 規 | 建物附帯 | 冷房暖房 | その他 | | |
| | | その他 | 15 | 規 | 建物附帯 | 冷房暖房 | その他 | | |
| | | 火災報知設備 | 8 | 規 | 建物附帯 | 消化 | | | |
| | | 照明設備 | 15 | 規 | 建物附帯 | 電気設備 | その他 | | |
| | | 照明分電盤 | 15 | 規 | 建物附帯 | 電気設備 | その他 | | |
| | 建築電気設備 | 電灯分電盤 | 15 | 規 | 建物附帯 | 電気設備 | その他 | | |
| | | 電話設備 | 15 | 規 | 建物附帯 | 電気設備 | その他 | | |
| | | 動力設備 | 15 | 規 | 建物附帯 | 電気設備 | その他 | | |
| | | 避雷設備 | 15 | 規 | 建物附帯 | 電気設備 | その他 | | |
| | | 放送設備 | 15 | 規 | 建物附帯 | 電気設備 | その他 | | |
| | | 防犯設備 | 15 | 規 | 建物附帯 | 電気設備 | その他 | | |
| | | 構築物 | 土木施設 | 管きよ | 50 | 通知 | 構築物 | 下水道用 下水道管きよ | 管路資産該当 |
| | | | | 躯体及びその他 | 50 | 通知 | 構築物 | 下水道用 | 処理設備 処理場施設など |
| その他 | 50 | | | 通知 | 構築物 | 下水道用 | 処理設備 場内整備施設・道路 | | |
| 機械及び装置 | 機械設備 | ゲート類 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | ハイバースゲート | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 可動堰 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 自動除塵機 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 自動洗浄ストレーナ | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | スクリーン設備 | 17 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 荷役設備 | | |
| | | スクリーンかず脱水装置 | 17 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 荷役設備 | | |
| | | スキップホイスト | 17 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 荷役設備 | | |
| | | スカム分離機 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | ケーキ搬出コンベヤ | 17 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 荷役設備 | | |
| | | ケーキホッパ | 17 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 荷役設備 | | |
| | | チェーンブロック他 | 17 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 荷役設備 | | |
| | | ハイブスキマ | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | ディーゼル機関 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | ポンプ | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 マンホールポンプなども該当 | | |
| | | ブロワ本体 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 散気装置 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 迷風機 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 活性炭吸着設備 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 空気圧縮機 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 汚泥かき寄せ機 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 汚泥ポンプ | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 汚泥攪拌機 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 汚泥破砕機 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 遠心濃縮機 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 常圧浮上濃縮機 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | センタードーム | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | クーリングタワー | 17 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | その他金属製のもの | | |
| | | 酸又はアルカリ洗浄設備 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 引込弁 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 逆止弁 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 高架タンク・受水槽 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 高分子注入設備 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 砂ろ過 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 余剰ガス燃料装置 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | ガス貯留ホルダ | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | ガス攪拌装置 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 蒸気ボイラ | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 遠心脱水機 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 次亜塩素酸注入設備 | 10 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 滅菌設備 | | |
| | | 生物脱臭設備 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |
| | | 燃料供給装置 | 20 | 通知 | 機械及び装置 | 下水道用 | 処理機械設備 | | |

下水道事業における企業会計導入の手引き 2013年版 公益社団法人日本下水道協会より抜粋

第8節

帳簿価額の把握

法適用準備業務における帳簿価額の把握とは、法適用日の固定資産台帳に附される当該資産の価額をいい、以下の内容に沿って把握する。

① 再評価基準日前に取得した資産の帳簿価額の算出

再評価基準日前に取得した資産については、昭和27年4月1日現在において、再評価規則（地方公営企業資産再評価規則、昭和27年9月29日）に定めるところにより再評価を行い再評価基準額を算出し、この再評価基準額から昭和27年度以降法適用日までの経過年数に応じた減価償却費の累計額を差し引いた額を帳簿価額とする。

② 再評価基準日後に取得した資産の帳簿価額の算出

再評価基準日後（昭和27年4月1日以降）に取得した資産については、取得価額から取得年度の翌年度以降法適用日の属する年度の前年度までの経過年数に応じた減価償却費の累計額を差し引いた額を帳簿価額とする。

本市においては再評価基準日（昭和27年4月1日）前に取得した資産は無いので、すべて②のケースに該当する。地方公営企業に準じた資産の取得価額は、各資産の取得に要した全ての経費を計上した取得原価から法適化直前までの減価償却累計額を控除して求める。

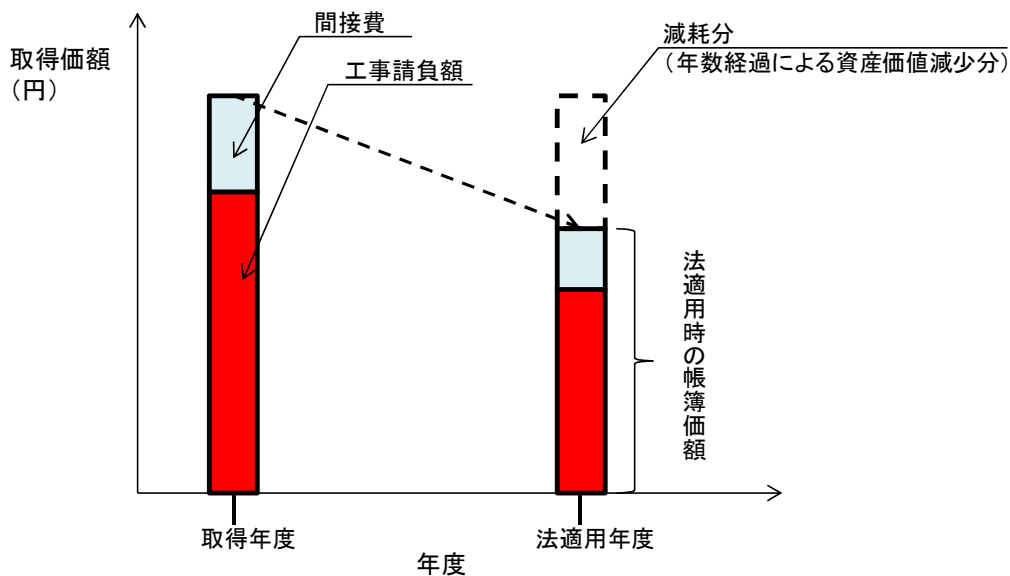


図 6.6 法適用時の取得価額の考え方

第9節

受贈財産の取扱い

受贈資産とは無償譲受されたものであり、それぞれ適正な資産整理・評価を行い、法適用後も管理していく必要がある。受贈財産は、海老名市公共下水道事業以外の施工主体（土地区画整理事業体、民間開発業者）により施設建設が行われ移管、寄贈（土地等も含む）等をされたものである。

保管されている資料では、受贈財産の取得価額が分かる資料がない。そのため、受贈財産については疑似設計により、適正な見積価額を算出し評価する。

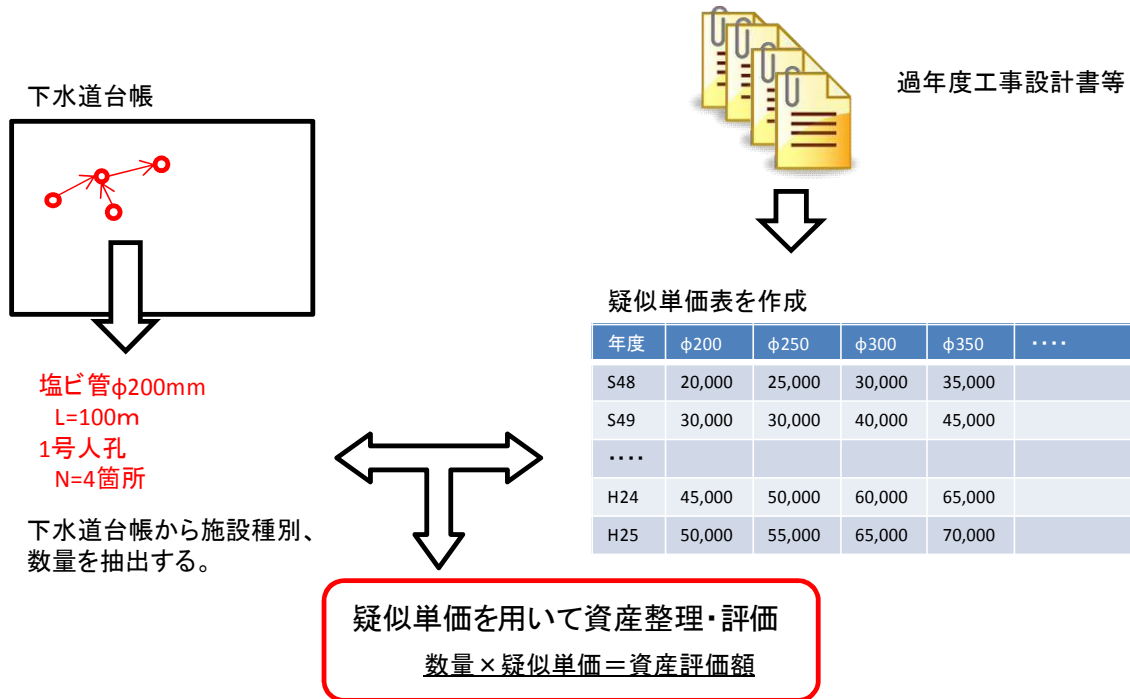


図 6.7 疑似単価を用いた資産整理・評価の概念図

疑似設計書の精度を高めるためにはより高い精度の単価を作成する必要がある。疑似単価の作成にはいくつかの方法が考えられる。

①～③に代表的な疑似単価算出方法を挙げる。

- ①任意の幹線系統よりその数量（管径、延長、土量、人孔か所、取付か所等）を算出し現在の単価にて施工条件を仮定して疑似単価を作成する方法
- ②下水道協会の費用関数より算出する方法
- ③資料収集した実際の工事設計書より疑似単価を作成する方法

表 6.6 疑似単価の作成方法の比較

| No | メリット | デメリット | 判定 |
|----|---|--|----|
| ① | ◆管種、管径、埋設深等の選定が可能である。 | ◆必要な管種、管径を網羅しようとする膨大な延長が必要となる。 ◆単価は近年のものを使用する。 ◆ボックス、特殊人孔等の特殊構造物の単価設定が困難である。 | × |
| ② | ◆関数化されているためあらゆる管径に適用可能である。 ◆単価作成の手間が少ない。 | ◆管種毎の区別が不可能である。 ◆金額は諸経費込みとなる ◆金額は人孔・取付管設置費込みとなる。 | × |
| ③ | ◆調査済の工事設計書を使用するため精度は高い。 ◆設計額は当時の単価を使用して算出する。 | ◆設計書のない年度はデフレータ係数により試算することとなる。 ◆年度により管種管径に偏りがある。 | ◎ |

第10節 除却資産の取扱い

海老名市の下水道事業は、昭和 47 年度より着手され、現在まで約 40 年間にわたり整備されてきたものである。この長い年月の間に施設の老朽化や、街路整備等による布設替え等が多々行われてきている。法適用までの資産の整理においては、これら撤去された管路施設の施工か所を確認し、その分は資産計上しないものとする。決算額の整理においても現存しない施設（撤去済の施設）に対する額を減じるものとする。撤去された施設の施工か所の確認については資産管理基図において施工か所が重複したものについて、古い施設を除却資産として処理する。

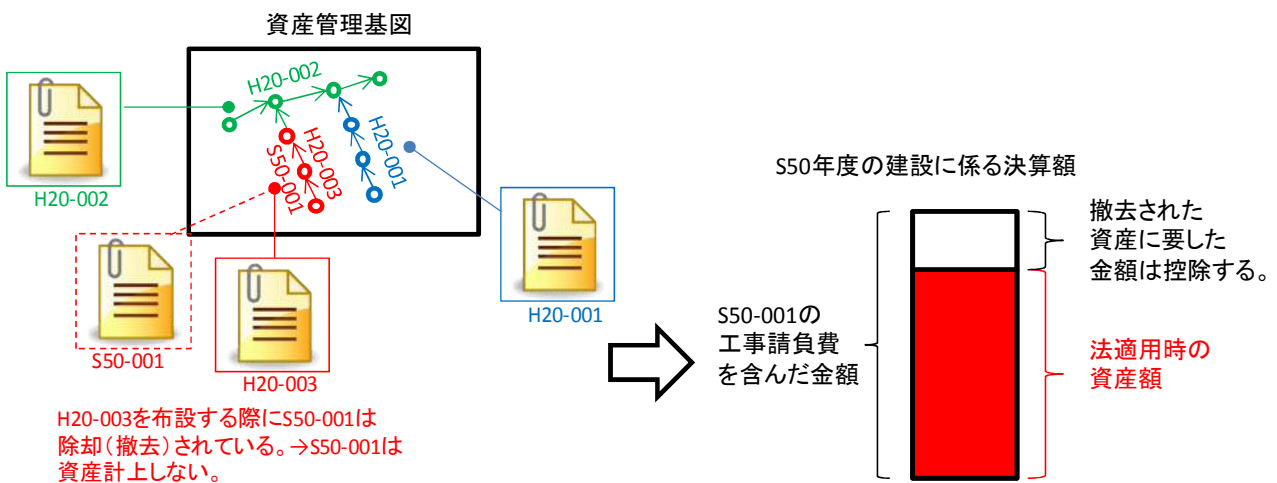


図 6.8 除却資産の特定方法と資産額からの建設相当額控除の概要図

第11節 資産管理基図の作成と不明資産の取扱い

固定資産調査・評価において作成する固定資産台帳と位置情報を関連付けするために、資産管理基図を作成する。資産管理基図は、下水道台帳を基図として作成するものとし、作成方法としては次のとおりである。海老名市下水道事業の資産管理基図の作成方法は、「現行下水道台帳システムを利用して作成」が適しており、この方法で資産管理基図を作成する。固定資産調査・評価の段階で資産管理基図を作成することで、不明資産の特定ができる。不明資産は下水道台帳属性データから種別、数量を特定できるため、疑似単価を用いた固定資産評価方法により適正に評価し、固定資産に計上する。

表 6.7 資産管理基図作成方法の比較検討




| 項目 | CADで作成 | 現行下水道台帳システムを利用 | 新規システムを導入 |
|---------|---|---|--|
| 作成方法の概要 | 下水道台帳をCADデータに変換し、CADで管理番号を路線ごとに布設する。  | 下水道台帳システムの属性データに資産管理番号を入力する。下水道台帳システム上で資産を管理する。  | 新規に管理基図用のシステムを導入する。資産管理システムとリンクさせて管理する。  |
| 長所 | ◆現行システムの改良等を要さず最も簡易な方法であるため、簡単に管理基図の作成ができる。 | ◆現行の下水道台帳システムを利用するため導入は容易である。 ◆固定資産の情報と位置情報を同一システム上で一元管理できるため、AM、SMの際にデータを有効活用できる。 | ◆資産台帳システムと下水道台帳システムをリンクさせるため下水道台帳システム上で固定資産台帳等の閲覧が可能。 ◆固定資産の情報と位置情報を同一システム上で一元管理できるため、AM、SMの際にデータを有効活用できる。 |
| 短所 | ◆下水道台帳の更新に追従できないため、定期的に管理基図の背景データ（地形や管路施設情報）を更新する必要がある。 | ◆現行下水道台帳システムの属性データ入力項目について多少の改良が生じる可能性がある。 ◆固定資産システムとは切り離されているため、システム間の連携は困難である。 | ◆新たに下水道台帳システムを導入する必要があり、費用が最もかかる。 ◆現行下水道台帳システムの改廃を検討する必要があり、導入するにあたり時間を要する。 |
| 評価 | × | ○ | △ |



図 6.9 資産管理基図の概要図

第12節 施設の延命化工事の取扱い

(1) 長寿命化対策について

近年下水道施設の老朽化に伴い改築更新事業が増大し“延命化”という措置がとられてきている。施設の延命化措置とは、ひとつにはその老朽化の具合により耐用年数に達する以前であっても適宜手当て（補修）することによって本来の性能を維持することである。

もうひとつには、改築工事（管更生工事等）として手当てしたことにより新たな耐用年数を見込むものがあると考えられる。具体的な措置としては次のとおりである。

- (1) 管路施設・・・・・・・・・・管更生工事、耐震化措置のよる可とう継手の設置等
- (2) ポンプ場・処理場・・・・・・・・各機器、部品類等の交換等



図 6.10 延命化工事の概要（中期ビジョンより）

(2) 資産整理の上での考え方

資産整理上での修繕と改築は次に示すように定義できる。延命化措置といわれる工事が、修繕に該当するのか改築に該当するのかの区分は、その工事の内容次第であり、どのような主旨で工事を行うものであるのかということである。

その区分が実務上困難であることから、あらかじめ収益的支出の区分基準（修繕費支弁基準）を策定して処理する方法がある。修繕費支弁基準とは費目毎にどのようなものが修繕費とするかを規定するものである。

表 6.8 修繕と改築の資産整理における区分

| No | 区 分 | | 内 容 |
|----|-------|----|---------------|
| ① | 収益的支出 | 修繕 | 能力、耐用年数を維持 |
| ② | 資本的支出 | 改築 | 能率の向上、耐用年数の延長 |

(3) 資産整理方法（案）

延命化工事における資産整理方法（案）を示す。

表 6.9 延命化工事における資産整理方法（案）

| | 区分 | 具体例 |
|--------------|-----------|--------------------|
| 各機器、部品類等の交換等 | 維持（収益的支出） | 汚水ポンプ羽根交換、オーバーホール等 |
| | 改築（資本的支出） | 汚水ポンプ取替等 |
| 管更生工事 | 維持（収益的支出） | 止水目的とした部分での更生工事等 |
| | 改築（資本的支出） | 強度を期待する更生工事等 |
| 耐震化措置 | 維持（収益的支出） | 可とう継手の設置、人孔補強等 |

管更生工事 ここでの更生工事とは更生工法を使用した工事という意味であり、その場合、補修するものもあれば改良工事とする場合もある。

耐震化措置 可とう継手を設置する場合は、従来の性能以上のものを付加するが、本来の管渠あるいはマンホール自体の耐用年数を新たに 50 年とするものではない。

+++++

<参考>

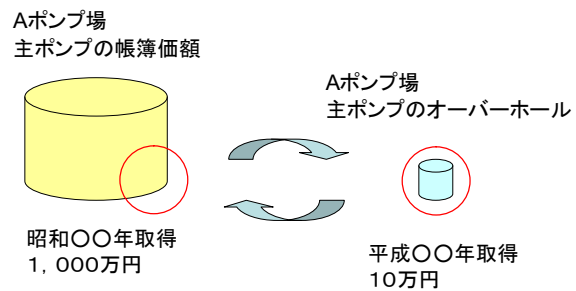
“機械及び装置”については、特に定期的な維持管理が不可欠な設備であり、設備の機能の維持、延命化を目的としたオーバーホール等が行われている。資産管理では、例示のように、水中ポンプ一式を最小管理単位としているが、水中ポンプは、主軸、羽根車、シール材、ブラケット等の多数の細かい部品よりなっている。オーバーホール等では、資産の最小管理単位以下の部品について行われるケースがほとんどである。

部品についてもそれぞれ耐用年数が設定されており、オーバーホール等による耐用年数の更新は見込めるものである。しかしながら、資産整理と維持管理の管理単位が異なるため結果を資産管理に反映させることは難しい。管理単位を維持管理にあわせることは、会計上そこまで詳細なものは求められておらず、また多数の部品それぞれ資産として管理することは現実不可能である。

しかしながら、耐用年数の更新を見込んで資本的支出で行うものについては、費用化する必要があり、資産整理を行う上で無視することはできない。オーバーホール等の施設延命化措置の取り扱い例を次に示す。資産整理実施段階では、延命化工事の内容を十分に把握し、適切な方法で資産整理を行う必要がある。

①改良工事と同様の処理

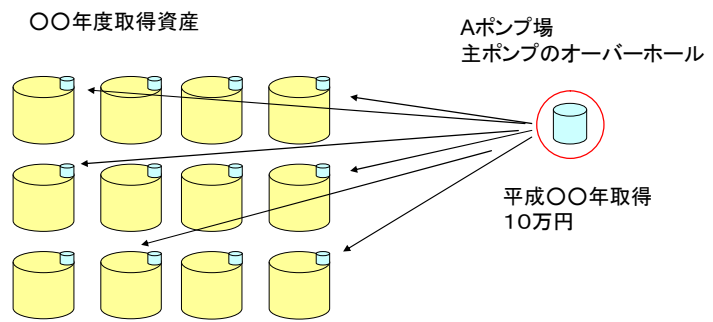
改良工事と同様に、元の資産を除却し、新たにオーバーホール等の施設延命化措置を資産化する。これは、元の資産が最小管理単位であり、施設延命化措置は最小管理単位以下であるため、除却方法、資産登録方法に問題がある。このような取扱は過去および他市町村の事例がない。また、耐用年数の更新についても問題がある。



主ポンプの帳簿価額の一部を切り崩し除却的な処置を行うことは耐用年数の取り扱いも問題となる。

②間接工事として処理

耐用年数の更新を見込んで資本的支出で措置を行っているため、費用化する必要があるが、上記のとおり資産として登録することは困難である。そこで、間接費として当該年度の資産に施設延命化措置の金額を配賦する。(ただし、資本的支出の場合のみ)



当該年度取得資産に間接費として施設延命化工事費を配賦して費用化する。

③資産整理では考慮しない

除却方法、資産登録方法に問題があるため資産整理では施設延命化措置は考慮しない。

+++++

第13節 固定資産調査・評価方針の検討

(1) 資産整理手法

資産整理手法は、地方公営企業会計に必要な最小限のデータ整理（必要最小限）、または下水道事業のライフサイクルコストの適正化に最大限貢献できるデータとして整理（付加価値を高める）、資料の有無等によって変化する。資産整理手法は、「下水道事業における企業会計導入の手引き」（社）日本下水道協会発行 に次の3手法が示されている（図6.11参照）。

法適用後は、資産整理に最良な資料の工事設計書が存在するので、その明細書の内容でかつ最小の管理単位とすることが可能である。しかしながら、過年度特に施工年度が古い工事等は、資料が残っていないケースが多いため、法適用前の条件も考慮して決定する。

簡易整理手法は、資産データの精度が低く、将来の除却処理等に支障をきたすので採用しない。

詳細整理手法は、資産を詳細に分解して資産登録する方法であり、下水道台帳システムとの連携が必須である。法適用後の資産整理及び決算処理は、工事完了となる年度末から数週間の間に行わなければならない。詳細整理手法を採用した場合、この短期間に膨大な量の資産整理を行う必要があり、担当職員への負荷は非常に大きくなる。

標準整理手法は、工事単位での整理を基本とし、管種、管径、人孔種別、柵及び取付管毎に数量、金額が明確になる方法である。詳細整理手法と比較して法適用後の資産整理及び決算処理における担当職員への負荷は小さい。また管種、管径、人孔種別、柵及び取付管毎に資産整理を行うため、アセットマネジメントを行う際の資産整理データの活用は可能である。

運用の難易度、除却作業の難易度、作成する資産データの精度の高低等を総合的に判断して、“標準整理手法”が最適である。資産整理に用いる資料についても、下水道台帳が整備されているため、この手法を採用する上で問題ない。

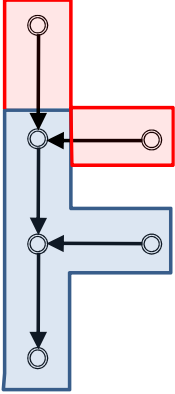
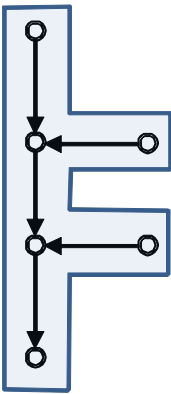
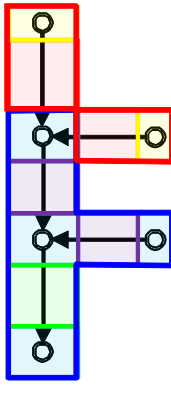
| 標準整理手法 | 簡易整理手法 | 詳細整理手法 |
|--|---|--|
|  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〇〇工事 汚水管路施設 塩ビ管 φ200mm 40m 40万円 塩ビ管 φ250mm 20m 20万円 1号人孔 4箇所 40万円</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>△△工事 汚水管路施設 塩ビ管 φ200mm 40m 30万円 1号人孔 2箇所 20万円</p> </div> |  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>汚水管路施設1式 150万円</p> </div> |  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〇〇工事 汚水管路施設 塩ビ管 φ200mm 40m 40万円 塩ビ管 φ250mm 20m 20万円 1号人孔 4箇所 40万円</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>△△工事 汚水管路施設 塩ビ管 φ200mm 40m 30万円 1号人孔 2箇所 20万円</p> </div> |

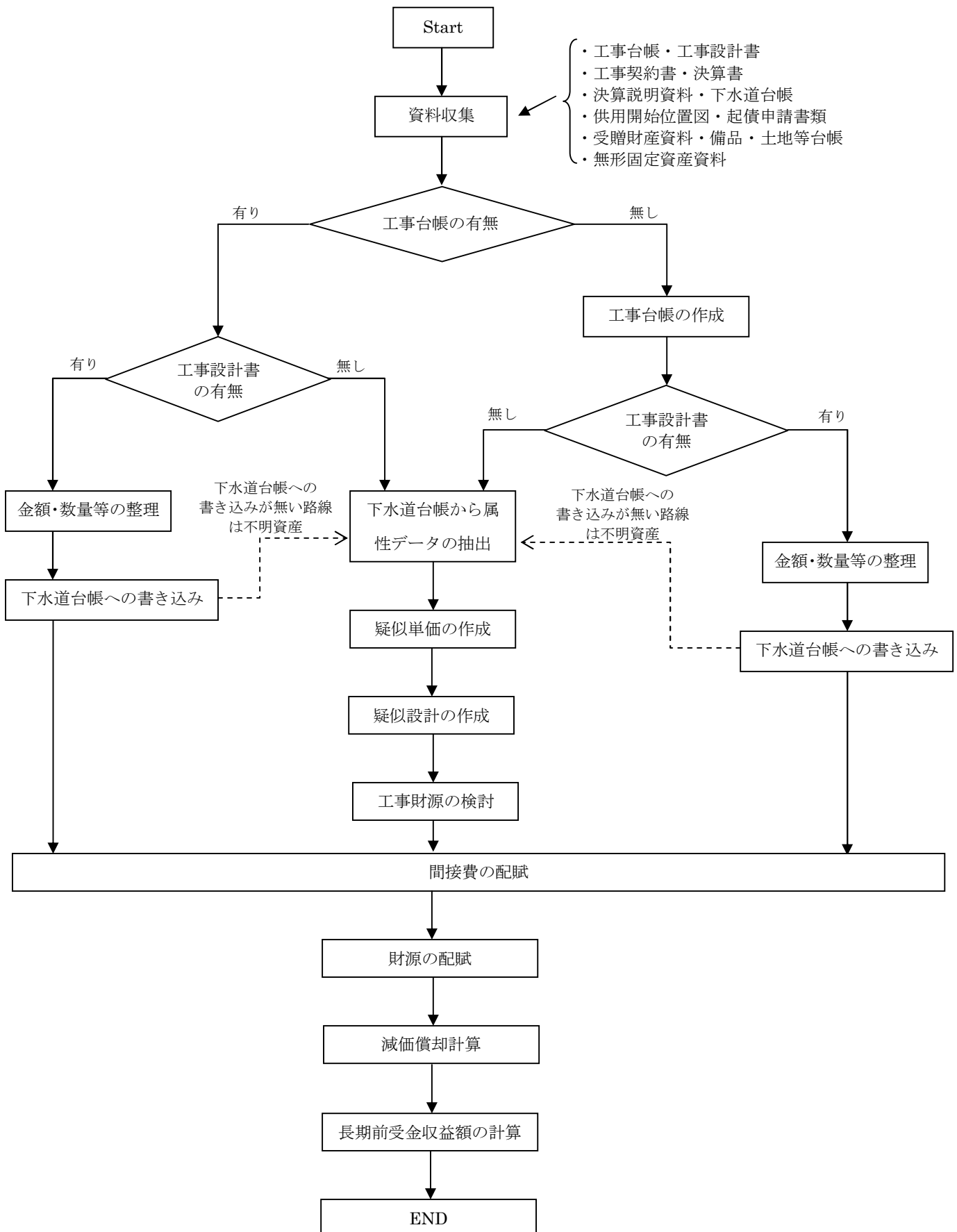
図6.11 資産整理手法の概要

表6.10 資産整理手法の検討

| 項目 | 標準整理手法 | 簡易整理手法 | 詳細整理手法 |
|-----------|--|---|--|
| 概要 | 管路に関しては、工事毎に整理し管きよ、マンホール、柵及び取付管に内容を分解する、処理施設・設備等に関しては、主要機器構成で1資産とする。補助・単独、雨水・汚水区分も明確化する。 | 勘定科目及び耐用年数の区分に沿った資産整理単位で調査・評価する。 | 実体資産を管理するシステムデータを利用して、資産整理を実施する。 |
| 主要な調査資料 | 決算書、工事台帳、設計書、完成図書、下水道台帳、設備台帳、土地台帳等 | 決算書、工事台帳、施設工事設計書等 | 決算書、工事台帳、設計書、完成図書、下水道台帳、設備台帳、土地台帳等 |
| 資産整理単位 | 勘定科目＋工事毎管種口径別延長・設備機器単位 | 勘定科目 | 勘定科目＋工事毎管種口径別延長・設備機器単位 |
| 作業難易度 | 資産が多様となるので、ある程度の専門知識が必要となる。 | 工事台帳や設計書程度の資料を基に作業を行うので特に専門的な知識は必要としない。 | 資産調査に加えて台帳作成を行うために完成図書などを理解する知識が求められる。 |
| 作業期間 | やや長期（1～2年） | 短期間（約1年） | 長期（約2～3年） |
| 直営の作業性 | 直営でもできるが組織体制を整える必要がある。日常業務への負担が大きい。 | 直営でもできる。委託した場合でも安価 | 台帳作成に関する部分は委託する必要がある。 |
| 委託費 | やや高価 | 安価 | 高価 |
| 資産数 | 多 | 少 | 多 |
| 減価償却費の観点 | 実態とある程度一致する考え方のため特に問題はない。 | 実態とそぐわないため、経理上の資産と実体資産が乖離していくことがある。 | 標準整理手法と同様 |
| 除却資産の対応 | 比較的簡単に除却資産の特定が行える。 | 除却資産の特定が難しい | 台帳システムの情報を活用できるため、確実な除却資産の特定が可能となる |
| 運用の難易度 | やや簡単 | 簡単 | 台帳等の新規情報構築運用が必要 |
| 残存資料での適用性 | 適用可能 | 適用可能 | 適用可能 |
| 評価 | ◎ | × | △ |

(2) 資産整理評価フロー

資産整理評価は、次のフローに基づき実施する。



第14節 海老名市公共下水道事業資産と整理・評価方法

法適用に向けた資産整理で対象となる、海老名市公共下水道事業の資産は次のとおりである。

①管路施設（公共下水道事業で建設）

| 施設名称 | 数量 |
|-----------|-----------------------------------|
| 公共下水道管路施設 | 315,847.69m（汚水） 99,529.08m（雨水） |

| 年度 | 件数 | 資料の状況 | 資産整理・評価方法 |
|-------------|--|----------------------|--|
| S47年度～H20年度 | 工事設計書が保管されていないため、年度につき汚水補助工事、雨水補助工事、汚水単独工事、雨水単独工事の4本を計上。 37年度分×4=148件 | 工事設計書無し 下水道台帳整備済み | 下水道台帳から資産の種別、数量を抽出。疑似単価を用いた疑似設計書を作成して資産整理・評価を行う。 |
| H21年度 | 32件（工事台帳より） | 工事設計書有り 下水道台帳整備済み | 工事設計書が有るため、工事設計書記載の金額により資産整理・評価を行う。 |
| H22年度 | 21件 | | |
| H23年度 | 23件 | | |
| H24年度 | 18件 | | |

※平成25年度以降は、工事設計書が有るため、これに基づき整理する。過年度の工事資料についてはマイクロフィルム化して保管されているため、資産整理実施段階ではこれに基づき整理する、基本計画策定の段階では工事本数を把握できないため、上記のとおり算定した。

②マンホールポンプ場（公共下水道事業で建設）

| 施設名称 | 数量 |
|-------------|-----|
| マンホール形式ポンプ場 | 1箇所 |

③受贈財産

| 年度 | 件数 | 資料の状況 | 資産整理・評価方法 |
|--|---|-----------------------------------|--|
| S57年度～H28年度（H25年度からH28年度については寄付採納資料が無いと想定） | 寄付採納資料が不明であるため、S57～H28年度まで、年度1本を計上。 36件を計上 | 寄付採納資料（資産評価が可能な資料）無し 下水道台帳整備済み | 下水道台帳から資産の種別、数量を抽出。疑似単価を用いた疑似設計書を作成して資産整理・評価を行う。 |

④土地

| 年度 | 件数 | 資料の状況 | 資産整理・評価方法 |
|-------------|-------------|---------|--|
| S59年度～H22年度 | 78筆（土地台帳より） | 土地台帳有り。 | 土地台帳に取得価格が記載されている。 ただし無償譲渡の土地については取得価格が無いため路線価等を用いて適切に評価を行う必要がある。 |

様式 7

財 産 管 理 の 状 況

(1) 土 地

 平成25年 8月31日現在
建設部 下水道課

| No. | 用 途 | 所 在 地 | 面 積 m ² | 取得価格(評価額) 円 | 取 得 年 月 日 | 取 得 先 | 摘 要 |
|-----|--------------------|----------------------------|----------------------|------------------------|------------------------|-------|-----|
| 38 | 星谷遊水池 | 上今泉一丁目5-5 | 720.22 | 無償 | H4.4.1 | | |
| 39 | 公共下水道用地 | 杉久保1132番3 1132番2 | 幅員 1.93m 延長 44.6m | 無償 | H5.6 | | |
| 40 | 秋葉台遊水池 都市下水路用地 | 上今泉四丁目 803-1 | 182.61 | 無償 | H6.4.1 | | |
| 41 | 国分1号 都市下水路用地 | 国分北一丁目 469-3 | 14.36 | 4,090,985 | H9.9.30 | | |
| 42 | 中新田調整池用地 | 中新田四丁目 1117-46 | 929.17 | 移管 | H11.8.25 | | |
| 43 | 公共下水道用地 | 杉久保北三丁目 1130-9 | 208 | 無償 | H11.11.22 | | |
| 44 | 貫抜1号 都市下水路用地 | 上今泉二丁目 1548番5 1550番5 | 17 66 | 1,854,777 7,200,898 | H13.1.31 H13.1.31 | | |
| 45 | 公共下水道用地 | 大谷586-8 | 23.09 | | H5.7.20 | | |
| 46 | 釜坂排水区1216 排水路用地 | 大谷南四丁目 3265番5 3265番6 | 15 29 | 2,609,995 4,889,525 | H14.10.10 H14.10.10 | | |

注記① 所在地番は、代表により記入してください。
② 基準日現在の全ての財産を記入してください。

⑤備品

| 年度 | 件数 | 資料の状況 | 資産整理・評価方法 |
|-------------|-------------|---------|--|
| S55年度～H22年度 | 80件（備品台帳より） | 備品台帳有り。 | 備品台帳にすべての備品の取得価格が記載されているため、この取得価格を用いて整理・評価を行う。 |

⑥無形固定資産（流域下水道建設負担金）

| 年度 | 件数 | 資料の状況 | 資産整理・評価方法 |
|-------------|------------------------|--------|-----------------------|
| S48年度～H25年度 | 44件（決算書及び予算書より（H25年度）） | 決算書有り。 | 決算書記載の金額に基づき整理・評価を行う。 |

第15節

資産整理に必要な資料の保管状況及び保管場所

固定資産調査・評価の実施業務を行うにあたり、必要な資料は次のとおり保管されている。

表6.11 資料の保管状況及び保管場所

| 名称 | 保管場所 |
|----------|------------------------------|
| 工事設計書 | 昭和46年度～平成18年度分 マイクロフィルム化して保管 |
| | 平成18年度以降 市役所地下1階地下書庫に保存 |
| 受贈財産資料 | 下水道課内で保管 |
| 下水道台帳データ | 電子データ |
| 土地台帳 | 電子データ |
| 備品台帳 | 電子データ |
| 建設費、財源等 | 決算書で確認可能 |

第7章

法適用準備事務の概要

「法適用」の準備事務には、法適用の具体的事務手続とその手続きを行うために、また法適用後の事務方針の決定を行う事務の2系統に大別することができる。

(1) 資産・負債・資本の把握 ※第6章で記述

①資産分類基準の作成、②資産の調査、③資産台帳の作成、④財源の整理、⑤負債の整理等資産の把握と評価業務で、開始貸借対照表に定める評価数値の算出である。

「法適用」準備業務のうちでは最も時間と労力を必要とする業務であり、資料の調査により資産整理の方法や方針を確立のうえ実際の調査に取りかかることが必要である。

(2) 資産管理および財務会計処理システムの構築 ※第8章で記述

現行の官公庁会計にはこの事務はなく、今回の「法適用」によって新たに生ずる事務である。

本市の規模では到底手作業では対応できるものではなく、コンピュータシステムによって処理しなくてはならないので、資産情報管理システムと財務会計システムの構築は必須条件として構築する。なお財務会計システムも順次機能の拡張によって対応可能とすることの方が得策の場合がありえるので「法適用」時におけるシステム内容の範囲決めも主要な要因と考えられる。

(3) 関連部局等との調整

財政担当部署、会計担当部署が主な調整先と考えられるが、条例・規則等の制定・改正においても調整が必要となる。一部適用を前提とし、その際に必要な調整事項を示す。調整時期については、他都市の事例を交えて設定したものであるが、適宜早期着手していくべきである。

表 7.1 関連部局との主たる調整項目（項目別）

| 項目 | 調整事項 | 関連部局 | 調整時期 | |
|------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------|----------|
| 組織 | 人事関係の調整 | 市長室職員課 | H26 年度前半より継続 | |
| 経 理 事 務 | 打切 決算 | 打切決算スケジュール調整 | 会計管理者会計課 | |
| | | 移行前一般会計繰入金事務の確認 | 財務部企画財政課 | |
| | 予算 調整 | 移行前年度の予算編成スケジュール調整 | | H28 年度当初 |
| | | 勘定科目・予算科目の検討 | | H27 年度中旬 |
| | | 一般会計繰入金について | | H28 年度中旬 |
| | | 予算書の製本等について | | H28 年度末 |
| | 法適用 後の 運用 | 移行前年度の起債の申請時期及び入金時期の調整 | | H27 年度当初 |
| | | 移行後の起債発行事務フローの確認（申請事務及び銀行折衝等） | | H28 年度当初 |
| | | 移行後の一時借入金事務フローの確認（手順及び借入先等） | | H28 年度当初 |
| | 契約事務 | 契約検査事務、事務に対する経費について | 財務部契約検査課 | H28 年度当初 |
| システム関連 | 導入システムについて | 市長室 IT 推進課 | H26 年度後半 | |
| | 庁内 LAN に関する調整 | | H27 年度前半 | |
| 条例 | 条例・規則の改正スケジュールの整理 | 市長室文書法制課 | H26 年度前半 | |
| | 条例・規則の新設・改廃（案）の作成 | | H27 年度前半 | |
| | 条例・規則（案）の決裁 | | H27 年度後半以降 | |
| 監査 | 例月監査の実施内容及び時期の確認（必要書類等の調整） | 監査委員 | H28 年度当初 | |
| | 公営企業共通事項及び下水道事業独自事項の説明 | | H28 年度当初 | |
| 金融機関 | 出納取扱金融機関（指定予定）の銀行本店及び総括店に協力依頼 | 会計管理者会計課 各種金融機関 | H28 年度 6 月 | |
| | 関係者に対する法適用実施スケジュールの概要説明 | | H28 年度 6 月 | |
| | 関係者との契約書、協定に関する打合せ | | H28 年度 6 月 | |
| | 収納取扱金融機関（指定予定）の金融機関に対する説明会 | | H28 年度 6 月 | |
| | 金融機関から指定を受けることの内諾書を受理 | | H28 年度 6 月 | |
| | 指定する金融機関、契約、協定書及び担保の徴収について決裁 | | H28 年度 12 月 | |
| | 企業会計に対応する伝票・日報等手続き方法の確認 | | H28 年度 12 月 | |
| | 年度末前後の収納金の取扱いについて | | H28 年度 12 月 | |
| 税務署届け | 税務署との調整（届けなど） | 大和税務署 | 平成 29 年度当初 | |
| 総務省報告 | 法適用異動報告書 | 神奈川県庁 | 平成 29 年度当初 | |

(4) 組織体系の整備

地方公営企業会計事務が新しく増加することは明白であり、会計に精通した職員の配置は必須である。また法適用の精神から高効率な企業的经营を目指すとする、新事業形態として出発するには新しい組織の形態をも検討して、実行すべき時期でもあると考える。

(5) 業務体系の整備

「法適用」によって業務の内容に変化が生じ、高効率な企業的经营を目指すすれば、業務体系を見直すには絶好の機会でもあると考える。組織体系と合わせて合理化を図ることが理想といえる。

(6) 出納・収納取扱金融機関の指定

出納および支払事務の一部を取り扱う金融機関の指定が必要である。

(7) 資産・会計処理以外のシステムの検討構築

「法適用」のスタートに合せ、業務に電算化の採用を図る自治体が増加しつつある。あらゆる業務へのITの活用は法適用の時期だけでなく継続的に実施し、事業効率の向上を図らなければならない。

(8) 開始貸借対照表の作成

「法適用」の日から発生主義に基づく経理が行われ、帳簿整理が行われることになるので適用の日時点における「開始貸借対照表」を作成しておかなければならない。この基となる業務が前項の(1)資産・負債・資本の把握業務であり、本表が作成されれば「法適用」の業務は完了したものといっても過言ではない。

(9) 新予算の調整

「法適用」年度より地方公営企業会計方式により調製することとなる。新予算の調整は次の3点について行う。

1) 収益的収入支出予算(3条予算)

経費負担区分を明確にしたうえで、収入支出の予算を整理する。収益的収入に計上する長期前受金収益額、収益的支出に計上する減価償却費は、資産整理の段階で排除方式を明確にしておき、汚水相当額、雨水相当額に分けて算出する必要がある。通常収益的収入支出予算は、収支均衡で予算作成を行う事業体が多い。

また予算調整を行う前段階(移行前年度当初～中旬)で、一般会計繰入金額について財政部局と折衝しておく必要がある。その際には、仮の長期前受金収益額(雨水分)、仮の減価償却費(雨水分)が資料として必要となるので、資産整理・評価を計画的に実施していく必要がある。

2) 資本的収入支出予算（4条予算）

基本的に収支均衡での予算作成となるが、事業量が多い場合は収入不足となる。その場合は補填財源を含めて収支均衡となるように予算作成する。

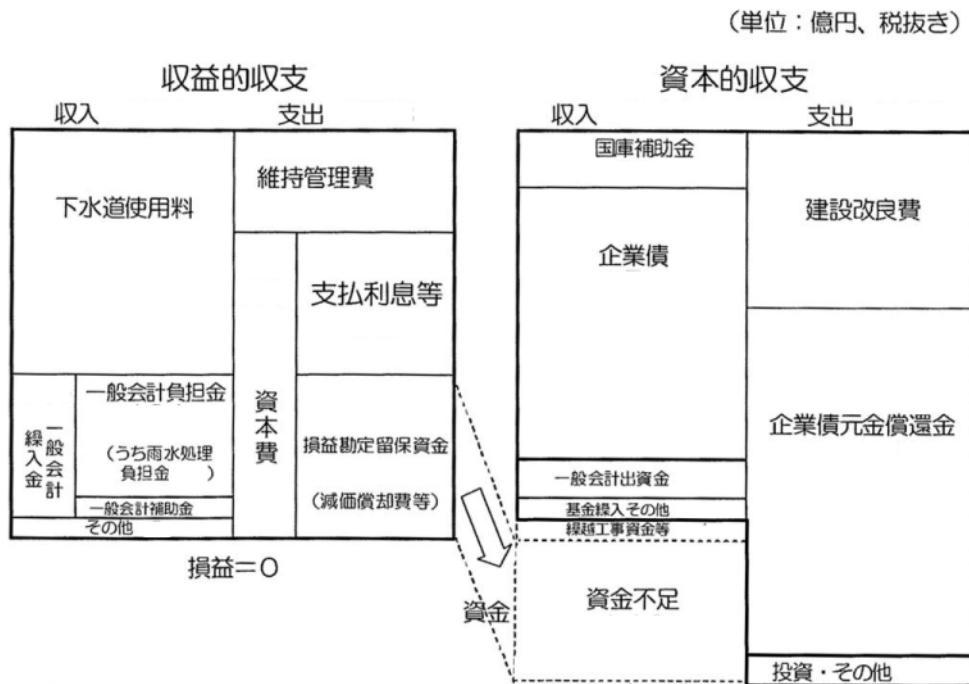
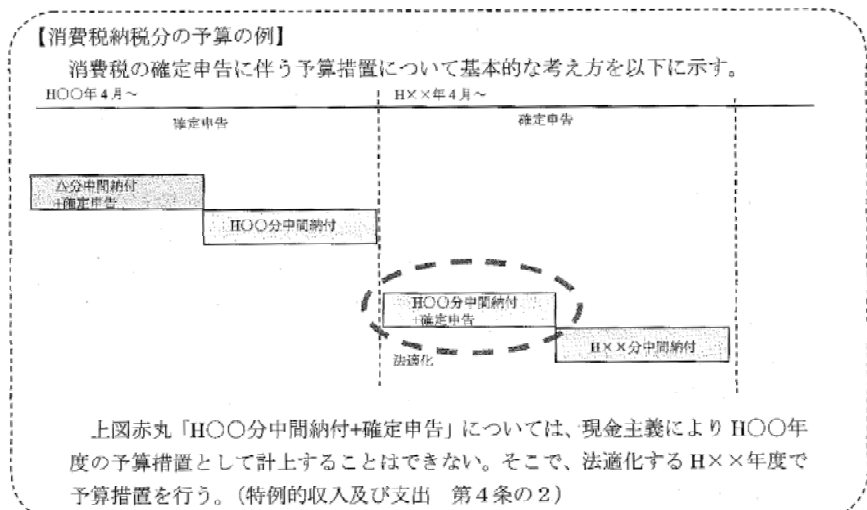


図 7.1 補填財源を含めた収益的収支、資本的収支の収支均衡の例

3) 特例的収入支出予算

法適用日の前日までに支払い又は収入がないもの（未払金、未収金）については、特例的収入支出予算として計上する必要があるため、予算作成の段階で、未払金、未収金を整理する。特に法適用前年度末に未収金がある場合は、法適用後資金不足になる可能性があり、一般会計からの一時借入金等を検討・協議しておく必要がある。打切決算間近での検討・協議では間に合わないため、予算調整時に打切決算時の状況をシミュレーションしておくことが望ましい。法適用前年度予算作成時の段階で、未収金、未払金に十分留意し、法適用前年度予算を作成するものの一つの手段である。

さらに消費税についての予算についても次の点が問題となるため、予算作成時には十分留意する必要がある。



(10) 打切決算

「法適用」にあたり従来の官公庁会計を精算し、新たに公営企業として特別会計に引き継ぐ必要がある。そのため法適用日の前日をもって従前の特別会計の会計年度を終了する。いわゆる打切決算が必要である。(9) 新予算の調整でも記述したが、打切決算時に資金不足にならないように十分留意しておく必要がある。

(11) 財務に関する経過措置

法適用日の前日をもって出納は閉鎖し、従前のような出納整理期間は存在しない。このため歳入不足が生じることとなって一時借入金に対応処置が必要となる。また未収金や未払金の予算処置等の経過措置事務の確立が必要である。

(12) 会計管理者から長への事務引継

法適用の日から10日以内と定められている。

(13) 総務大臣への報告

下水道事業へ地方公営企業法を適用する場合は、遅滞なくその旨を総務大臣へ報告しなければならないこととなっている。

(14) 条例・規則等の制定・改正

下水道事業に法の適用をする場合に、条例等の制定や改正を行わなければならない。条例の制定には法第2条第3項による「法の財務規定等を適用する旨」の条例や、法第34条の2、規則第1条による「会計事務の処理の特例に関する規則」の制定は不可欠で、他の条例の改正または廃止の事務も必要となる。

地方公営企業法施行令第8条において、法適用について必要な事務手続きを法適用の日前に行うことができ、その場合においてこれらの行為はまだ設置されていない管理者に代わって長が行うことができるとされている。その事務の一つが条例・規定等の制定、改正である。

現行の条例・規則の改正の有無及び、新規制定が必要な条例・規則を次に示す。

表 7.2 条例・規則等の制定・改正について

| No | 題目 | 例規番号 | 制定日 | 制定・改正の有無 |
|----|----------------------------------|----------|-------------|----------|
| 1 | 海老名市下水道条例 | 条例第 49 号 | H12. 12. 25 | 変更なし |
| 2 | 海老名市下水道条例施行規則 | 規則第 18 号 | S52. 09. 28 | 変更なし |
| 3 | 海老名市下水道運営審議会条例 | 条例第 13 号 | S52. 04. 01 | 変更なし |
| 4 | 海老名市都市計画下水道事業 受益者負担に関する条例 | 条例第 36 号 | S48. 06. 30 | 変更なし |
| 5 | 海老名市都市計画下水道事業 受益者負担に関する条例施行規則 | 規則第 22 号 | S52. 09. 28 | 変更なし |
| 6 | 海老名市公共下水道事業 受益者分担金に関する条例 | 条例第 8 号 | H23. 03. 31 | 変更なし |
| 7 | 海老名市公共下水道事業 受益者分担金に関する条例施行規則 | 規則第 13 号 | H23. 03. 31 | 変更なし |
| 8 | 海老名市公共下水道使用料徴収条例 | 条例第 34 号 | H14. 10. 02 | 変更なし |
| 9 | 海老名市公共下水道使用料徴収 条例施行規則 | 規則第 30 号 | H14. 10. 10 | 変更なし |
| 10 | 海老名市指定下水道工事店規則 | 規則第 4 号 | H13. 03. 06 | 変更なし |
| 11 | 海老名市水洗便所改造等助成金 交付規則 | 規則第 20 号 | S52. 09. 28 | 変更なし |
| 12 | 海老名市水洗便所改造等資金 貸付あっ旋規則 | 規則第 21 号 | S52. 09. 28 | 変更なし |
| 13 | 海老名市水路に関する条例 | 条例第 15 号 | S63. 03. 31 | 変更なし |
| 14 | 海老名市水路に関する条例施行規則 | 規則第 9 号 | S63. 03. 31 | 変更なし |
| 15 | 海老名市下水道事業特別会計条例 | 条例第 10 号 | S48. 03. 31 | 廃止 |
| 16 | 海老名市契約規定 | 規則第 20 号 | H15. 04. 01 | 変更なし |
| 17 | 海老名市公金取扱金融機関 に関する規則 | 規則第 2 号 | S43. 04. 01 | 変更なし |
| 18 | 海老名市下水道事業の 設置等に関する条例 | | | 新規制定 |
| 19 | 海老名市下水道事業会計規定 | | | 新規制定 |

表 7.3 整備すべき条例・規則等

| 必要となる条例等 | 地方公営企業法並びに 地方公営企業法施行令 | 関係法令 |
|--|---|---|
| 公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項について定める条例 | 地方公営企業法 第四条 (地方公営企業の設置) | 海老名市下水道事業の設置等に関する条例 (下水道事業の設置) (経営の基本) |
| | 地方公営企業法 第十四条 (事務処理のための組織) | 海老名市下水道事業の設置等に関する条例 (組織) |
| 企業出納員及び現金取扱員の任命 | 地方公営企業法 第三十四条の二 (財務規定等が適用される場合の管理者の権限) | 海老名市下水道事業の設置等に関する条例 (組織) |
| | 地方公営企業法 第二十八条 (企業出納員及び現金取扱員) | 海老名市下水道事業会計規定 (企業出納員等) |
| 企業の会計事務の処理の特例に関する規則の制定 | 地方公営企業法 第一条 (法の適用) | 海老名市下水道事業特別会計条例 ・・・廃止 海老名市下水道事業の設置等に関する条例 (法の適用) |
| 入札保証金及び契約保証金の率又は額を定める規則の制定 | 地方公営企業法 第二十一条の十五 (入札保証金等) | 海老名市契約規定により変更なし |
| 予算の調整及び議決 | 地方公営企業法 第二十四条 (予算) | 海老名市下水道事業会計規定 (予算) |
| 企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定 | 地方公営企業法 第二十七条 (出納) | 海老名市下水道事業会計規定 (金融機関の出納事務取扱い) |
| 必要がある場合には、予算で定めなければならない重要な資産の取得又は処分を定める条例の制定 | 地方公営企業法 第三十三条 (資産の取得、管理及び処分) | 海老名市下水道事業の設置等に関する条例 (重要な資産の取得及び処分) |
| 必要がある場合には、予算で定めなければならない重要な資産の取得又は処分を定める条例の制定 | 地方公営企業法 第三十三条の二 (公金の徴収又は収納の委託) | 海老名市下水道事業会計規定 (出納) |
| 必要がある場合には、職員の賠償責任の全部又は一部の免除のうち議会の同意を得なければならないものを定める条例の制定 | 地方公営企業法 第三十四条 (職員の賠償責任) | 海老名市下水道事業の設置等に関する条例 (議会の同意を要する賠償責任の免除) |
| 出納その他の会計事務及び決算の事務の全部又は一部を出納長又は収入役に行わせる場合には、その旨の条例の制定 | 地方公営企業法 第三十四条の二 (財務規定等が適用される場合の管理者の権限) | 海老名市下水道事業会計規定 (出納その他経理事務の委任) |
| 企業の業務状況を説明する書類に関する条例の制定 | 地方公営企業法 第四十条の二 (業務の状況の公表) | 海老名市下水道事業の設置等に関する条例 (業務状況説明書類の作成) |
| 企業の資産について再評価を行ったものとみなす場合には、その旨の議会の議決 | 地方公営企業法施行令 附則第九項 (資産の再評価) | 海老名市下水道事業会計規定 (資産の再評価) |
| 剰余金の処分に関する条例を制定 | 地方公営企業法 第三十二条の二、三 (剰余金の処分) | 海老名市下水道事業の設置等に関する条例 (剰余金の処分) |

出典：下水道事業における企業会計導入の手引き

(15) 職員研修

法適用後の事務を円滑に行うために、企業会計の理念、新予算編成、資産管理そして新規導入される企業会計システムの操作について職員に対する研修を予定する。

研修の主な内容、目的、対象者は次に示すとおりとする。

① 企業会計の理念

企業会計の概要と理念、法適用した場合の効果等を理解してもらい、企業会計化への理解と経営意識の向上を図る。
【下水道課全職員対象】

② 新予算編成及び決算

法適用後の新予算作成手法、並びに決算処理について、理解を深める。
【下水道課 経営・財務担当職員対象】

③ 資産管理

資産調査・評価の必要性、作業手順について、法適用後の資産管理業務について説明する。
【下水道課全職員対象】

④ 企業会計システム操作

企業会計システムにおける財務会計と資産管理という機能について、各々操作説明を行う。
【下水道課 全職員対象】

これら研修は専門技術者による実施を予定する。企業会計の理念や新予算編成及び決算については公認会計士、資産管理については企業会計を熟知した専門技術者、企業会計システム操作についてはシステム開発担当者による必要がある。資産予算編成や資産管理とシステム操作は当然企業会計システムを使用しての作業となるため双方を見据えた内容とする必要がある。

研修の実施時期は、その内容によって決まってくるものである。表 7.4 に実施予定時期とその理由をまとめる。

表 7.4 研修実施予定時期とその理由

| 内容 | 実施時期 | 理由 |
|------------|-----------------------------|--|
| 企業会計の理念 | 移行前年度 5～7 月頃 | 具体的な予算編成等が始まる前、移行前年度で異動による影響が少ない。 |
| 新予算編成及び決算 | 移行前年度 9 月頃 | 予算編成前の時期 |
| 資産管理 | 移行前年度 10 月頃 | 過年度資産整理結果が出た後でシステム操作研修に合わせる。 |
| 企業会計システム操作 | 移行前年度 9 月～3 月頃 (2 回程度実施) | 財務会計の機能は法適用後の日々の業務に直結するためシステム構築後、随時操作可能な状態とする。 |

第8章 システム構築

第1節 システム導入の方針

(1) システム構築の必要性

下水道事業が地方公営企業会計に移行すると共に、従来の官公庁会計より地方公営企業会計方式へ変更される。これに伴い地方公営企業会計方式の新たな事務処理が発生する。それら煩雑かつ膨大な伝票処理を手作業で行うことは不可能であり、会計処理のための新たな会計システム構築が不可欠である。

資産評価の面でも、過年度分の資産は約50年間分という膨大なものである。この膨大な資産を管理し、減価償却して適正な費用を算出するためには、コンピューターでの計算が不可欠である。

(2) 既存システムについて

現行下水道事業を運営する上で使用しているシステムは表8.1のとおりである。表8.1に示す財務会計システムは、現行の官公庁会計方式でのシステムであり、法適用後は別途企業会計方式のシステム導入が必要である。その他のシステムについては、変更なく使用することが可能である。

表8.1 既存システム一覧

| システム名称 | 所管課 | 概要 | 法適用後の取扱 |
|---------------------------------|-------|--------------------|-------------------|
| 財務会計システム | 企画財政課 | 現金等の支払など管理するシステム | 変更なし |
| オフィスバンク 2 1 (エレクトロニック・バンキング) | IT推進課 | 銀行取引のオンラインシステム | 変更なし |
| 財務会計システム | 企画財政課 | 官公庁会計方式による財務管理システム | 企業会計方式の財務会計システム導入 |
| 起債管理システム FAST | | 起債台帳を管理するシステム | 変更なし |
| 人事給与システム | 職員課 | 職員の人事及び給与計算業務システム | 変更なし |
| 庶務事務システム | | 職員の出退勤、休暇、申請システム | 変更なし |
| 健康管理システム | | 職員の健康診断結果等管理システム | 変更なし |
| 郵便管理システム | 文書法制課 | 郵便発送業務の管理 | 変更なし |
| 例規システム | | 海老名市条例等の管理 | 変更なし |
| 文書管理システム | | 業務に関する文書等の管理 | 変更なし |

(3) システム導入方針

日々の会計処理のための財務会計システムと資産管理のための資産管理システム、2つのシステムを構築する。

1) 財務会計システム

財務会計システム構築方針として下記の4点を基本とする。

①パッケージシステムの利用を前提とする

- ・ 多くの稼働実績を持つ十分な機能を持ったパッケージシステムを採用することにより、開発費用および期間、導入作業工数の軽減を図る。
- ・ プラットホーム（NOS、DBMS等）の急速な変化に伴う品質保証の確保と法改正等に対する迅速な対応をパッケージシステムのバージョンアップにより可能とする。
- ・ 標準的な機能追加については、パッケージシステムの定期バージョンアップにて対応可能とする。

※プラットフォーム：あるソフトウェアやハードウェアを動作させるために必要な、基盤となるハードウェアやOS、ミドルウェアなどのこと。

②安全性、拡張性のあるシステムである

- ・ 本稼働後の運用ニーズに合わせ、クライアント台数の追加、運用方法の変更等が容易にできる。
- ・ サブシステム（契約事務情報システム等）の拡張が、本稼働後も導入済みシステムの稼働に影響無くスムーズに行える。

③「公営企業の経理の手引き」に則ったシステム

- ・ 地方公営企業制度研究会編「公営企業の経理の手引き」の内容に則ったシステムであることとする。

④データの外部出力（CSV等）やデータ加工が容易にできる

- ・ システムデータの二次利用を可能とするため、データのCSV形式等の取り出しが実現できることとする。

基本的に次に示す機能を有するものとする

①予算編成・予算書作成（補正予算処理含む）

- a) 予算単価の設定が可能なこと。
- b) 予算要求入力が必要なこと。
- c) 見積要求書の作成が可能なこと。
- d) 前年度予算要求内容を修正する入力方法があること。
- e) 予算要求書、査定資料等への前年度決算見込額の登録・表示が可能なこと。
- f) 予算要求書、査定資料等への前々年度決算額の表示が可能なこと。
- g) 予算査定が複数回行えること。
- h) 消費税計算書の作成が可能なこと。
- i) 予算の実施計画書（目レベル）の作成が可能なこと。
- j) 予算の実施計画書の作成が可能なこと。

- k) キャッシュフロー計算書の作成が可能なこと。
- l) 予算から仕訳を作成することにより予定貸借対照表（当年度分）の作成が可能なこと。
- m) 決算見込の仕訳を作成することにより予定損益計算書（前年度分）の作成が可能なこと。
- n) 決算見込の仕訳を作成することにより予定貸借対照表（前年度分）の作成が可能なこと。
- o) 支出負担行為レベルでの予算残額の管理ができること。
- p) 予算残の管理は、細節または細々節でできること。
- q) 予算流用が可能なこと。
- r) 予備費充用が可能なこと。
- s) 予算繰越が可能なこと。

② 執行（支出、収入）管理

- a) 支出負担行為処理機能を有していること。
- b) 複数科目による予定支出負担行為、支出負担行為処理を行えること。
- c) 支出負担行為、執行額（未払計上額）、支出済額の管理ができること。
- d) 調定額（未収金計上額）、収入済額の管理が可能なこと。
- e) 支出予算差引簿の作成、管理が行えること。
- f) 支払予定日の登録が行えること。
- g) 支払伝票の作成が可能なこと。
- h) 振替伝票の作成が可能なこと。
- i) 口座振替による支払が可能なこと。
- j) 戻入の機能を有していること。
- k) 科目更正の機能を有していること。
- l) 資金前渡・前金払の機能を有していること。
- m) 調定処理を行えること。
- n) 収入予算差引簿の作成、管理ができること。
- o) 納入通知書（再発行を含む）の作成が可能なこと。
- p) 収入伝票の作成が可能なこと。
- q) 収納（消込）処理が行えること。
- r) 特定収入額の管理が可能でかつ納税計算に反映できること。

③ 月次・決算管理

- a) 総勘定元帳の作成、管理が行えること。
- b) 日計表の作成が行えること。
- c) 決算報告書の作成が行えること。
- d) 損益計算書の作成が行えること。
- e) 貸借対照表の作成が行えること。
- f) 剰余金計算書又は欠損金計算書の作成が行えること。

- g) 収益費用明細書（決算附属書類）の作成が行えること。
- h) 消費税計算書の作成が行えること。
- i) 合計残高試算表（例月出納監査用）の作成が行えること。
- j) キャッシュフロー計算書の作成が行えること。
- k) 予算執行状況表（節レベル）の作成が可能なこと。
- l) 予算執行状況表（事業別）の作成が可能なこと。
- m) 比較損益計算書の作成が可能なこと。
- n) 比較貸借対照表の作成が可能なこと。
- o) 経営分析表（資産・負債・資本に関する比率等）の作成が可能なこと。

2) 資産管理支援システム

基本的に次に示す機能を有するものとする。

- ① 工事情報が整理される。
- ② 請負額情報と間接費情報は明確に区別され処理できる。
- ③ 地方公営企業会計移行後においても建設時の情報が明確にされている。
- ④ 建設に充当された財源が明確にでき、長期前受金費用化の計算が可能である。
- ⑤ 資産分類と耐用年数は標準的耐用年数表（国土交通省）をも処理可能とする。

また工事台帳としての機能を有し、次に示す工事情報を処理できるものとする。

- ① 整理番号
- ② 工事番号
- ③ 工事名称
- ④ 工事（場所）地名
- ⑤ 施工業者名
- ⑥ 工事開始年月日
- ⑦ 工事完了年月日
- ⑧ 設計本工事費額
- ⑨ 請負額
- ⑩ 消費税額
- ⑪ 工事区分（補助、単独、採納の別程度）
- ⑫ 汚水、雨水、合流の区分

3) カスタマイズについて

1) の基本方針にて、パッケージシステムの利用を前提としているが、財政部局等をはじめ他部局との関連もあるため、実施業務にあたり帳票様式の修正等が生じる可能性もある。そのためカスタマイズが可能なものとする。

第2節 システム導入の計画

ここでは現在の組織体制を基にシステム導入の計画を行うものである。

システムは、サーバー・クライアント方式とし、各情報をサーバーで一元管理する。接続については、既存の庁内イントラネットを使用することを前提とするが、今後情報管理を行う部署と部署との折衝が必要である。クライアントの端末は新規購入のPC 3台とする。

これらにより、システム（財務会計システム、資産管理システム）およびハードの設置数については、図 8.1、表 8.2 に示すとおりである。

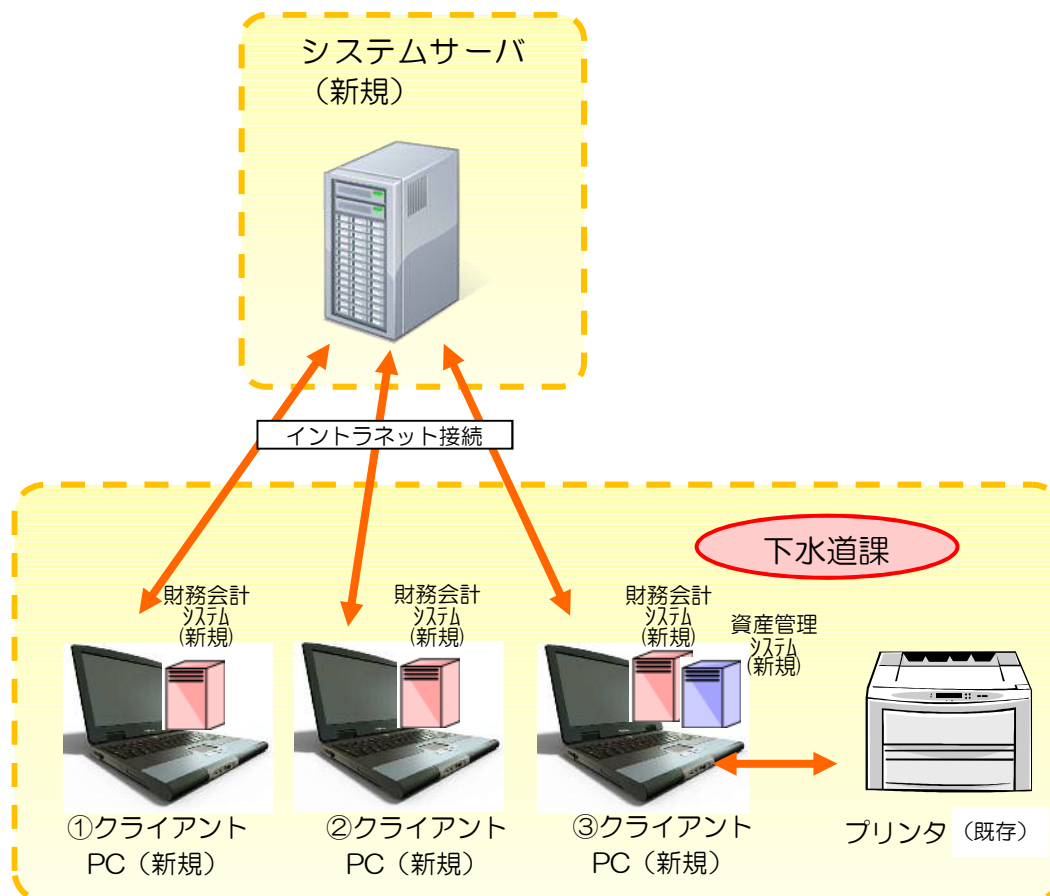


図 8.1 システム導入の概要図 (案)

表 8.2 システム設置の必要数 (案)

| No | 名称 | 台数 | ライセンス数 | |
|----|----------|----|----------|----------|
| | | | 財務会計システム | 資産管理システム |
| 1 | システムサーバー | 1 | — | — |
| 2 | クライアントPC | 3 | 3 | 1 |

第9章 法適用移行作業計画

| 作業項目 | H25年度 | H26年度 | | | | | | | | | | | | H27年度 | | | | | | | | | | | | H28年度 | | | | | | | | | | | | 法適用 |
|------------------|-----------------|------------|------------|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|-------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|-------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|-----|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| 基本計画 | ①基本計画の策定 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)事前準備調整 | ②準備事務局の発足 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③関係部局との協議 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2)資産調査・整理 | ①調査方針の確認 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ②資料収集 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③工事台帳の確認 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ④資産整理・評価(過年度分) | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ⑤資産整理・評価(新規取得分) | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ⑥現場照合 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ⑦投資・財源額等の整理 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ⑧資産台帳作成(出力) | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ⑨固定資産明細書作成 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (3)会計処理方針の整備 | ①会計処理方針の確立 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②会計・予算部局との協議 | | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③勘定科目の整備 | | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4)財務会計支援システムの整備 | ①システム構築方針の整備 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ②システム構築 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5)資産管理支援システムの整備 | ①システム構築方針の整備 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ②システム構築 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6)予算編成 | ①法適後予算の編成 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (7)予定BS作成 | ①予定開始貸借対照表の作成 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (8)打切決算 | ①従前の特別会計終了処理 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (9)条例等の整備 | ①条例・規則の改廃 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (10)職員の研修 | ①企業経営の理念研修 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ②新予算編成及び決算 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③資産管理 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ④企業会計システム操作 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (11)議会 | | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (12)金融機関指定 | ①金融機関の指定 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (13)開始BS作成 | | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (14)税務署届 | | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (15)国への報告 | ①総務大臣へ報告 | [Blue bar] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第10章 法適用に向けての課題

第1節 資産整理について

(1) 工事設計書の保管

法適用のための資産整理では、工事設計書を基本資料として使用するため、正確な資産整理を行うためにも引続き資料の保管を行うことが重要となる。

(2) 決算書の詳細調査

決算書については、歳入・歳出とも費目の内、款ないしは目レベルでの集計をしている状況である。資産整理実施段階では節レベルでの整理が必要となり、特に人件費の分割（損益・資本）については検討が必要である。

(3) 工事財源および間接費の配賦方法の検討

資産整理実施段階では、残存する資料を基に間接費及び工事財源の配賦方法を検討する。

(4) 除却資産の整理

資産整理実施段階では、工事台帳を精査して法適用時に除却資産とすべきものを整理する必要がある。

(5) 修繕費支弁基準の作成

今後施設の補修、修繕、改築更新の事業が増加する。その際の予算の執行ルールを定めておく必要がある。そのため修繕費支弁基準を作成し、法適用後に工事の執行予算を収益的支出とするか資本的支出とするかの判定基準作りを行う。

第2節 システム構築について

(1) 予算科目と勘定科目の設定

予算科目は導入するシステムとの連携を考慮して設定する。勘定科目は資産勘定科目、負債勘定科目、資本勘定科目を各々設定することとなる。

(2) 他課（契約・財政部局）との調整

システム設置のセキュリティ管理や帳票類の設定など関係各課との調整作業が発生する。

第3節

移行事務

(1) 職員の研修について

研修には、企業経営の理念（職員への啓発）とシステムの演習が必要と考えるが、特に官庁経営から企業経営へと変換ため、企業経営に対する上層部を含めた職員の研修が重要と考える。さらに法適用前年度の10月頃から法適用年度の予算の調製作業が始まり、地方公営企業会計方式での予算作成となるため、その前に研修を実施し、円滑な予算調製を目指す。

(2) 打ち切り決算について

法適用日の前日をもって従前の特別会計の会計年度を終了する打切決算が必要となる。打ち切り決算を行うにあたり、特例的収支の仕組みを十分に理解しておく必要がある。法適用前年度中に支払いが完了するもの、しないものを明確に管理しておく必要がある。事前にプレ決算を行い、作業上の問題点等の抽出に努めることも有効である。

参 考 資 料

法適用後の財政シミュレーション

第1節 概略財務諸表の作成

概略財務諸表については、次の条件で作成する。

1. 計算は、平成 25 年 4 月 1 日法適用 平成 25 年度末決算状況を想定して実施
2. 資産取得価額、財源は下水道特別会計決算書から算出
3. 平成 25 年度の金額は、予算書のコレを計上
4. 決算書では、マンホールポンプ場の機械・電気の区分が不明確であったため、すべて管路施設で資産を区分した。流域下水道建設負担金、土地、備品は別途区分した。
5. 耐用年数は、管路施設は 50 年、施設使用権は 35 年、備品は 5 年として減価償却計算を実施
6. 汚水、雨水の区分は不明確
7. 間接費、財源は、年度の建設改良に係る費用の比率で按分配賦
8. 資産の除却は考慮していない。建設に係る決算額＝資産の取得額としている。
9. 受贈財産については金額を計上していない。
10. 作成する財務諸表は貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書。

※本シミュレーションは、上記条件で実施したものであり、算出された金額が法適用に使用できるものではない。また詳細調査により金額が大きく変わることがあるため取り扱いについては十分注意が必要である。

作成した財務諸表を次に示す。

貸借対照表（概略シミュレーション結果）

平成25年度
海老名市公共下水道事業予定開始貸借対照表(シミュレーション)
(平成26年4月1日)

| 資産の部 | | (単位:円) |
|--------------|----------------|----------------|
| 1 固定資産 | | |
| (1) 有形固定資産 | | |
| ア 土地 | 84,104,360 | |
| イ 管渠施設 | 29,418,448,019 | |
| 減価償却累計額 | 854,908,896 | 28,563,539,123 |
| ウ 処理場・ポンプ場施設 | 0 | |
| 減価償却累計額 | 0 | 0 |
| エ 車両運搬具 | 0 | |
| 減価償却累計額 | 0 | 0 |
| オ 建設仮勘定 | 0 | |
| 有形固定資産合計 | | 28,647,643,483 |
| (2) 無形固定資産 | | |
| ア 無形固定資産 | 2,308,260,605 | |
| | | 2,308,260,605 |
| (3) 投資 | | |
| ア 基金 | 0 | |
| 投資合計 | | 0 |
| 固定資産合計 | | 30,955,904,088 |
| 2 流動資産 | | |
| (1) 現金・預金 | | |
| (2) 未収金 | | |
| ア 営業未収金 | 4,698,435 | |
| イ 営業外未収金 | 0 | |
| ウ その他未収金 | 99,810 | |
| 未収金合計 | | 4,798,245 |
| 流動資産合計 | | 16,448,050 |
| 資産合計 | | 30,972,352,138 |

| 負債の部 | | (単位:円) |
|-----------------------|----------------|----------------|
| 3 固定負債 | | |
| (1) 企業債 | | |
| ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債 | 13,084,033,974 | |
| イ その他の企業債 | 0 | |
| 企業債合計 | | 13,084,033,974 |
| (2) リース債務 | | |
| リース債務 | 0 | |
| 固定負債合計 | | 13,084,033,974 |
| 4 流動負債 | | |
| (1) 企業債 | | |
| ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債 | 1,328,874,483 | |
| イ その他の企業債 | 0 | |
| 企業債合計 | | 1,328,874,483 |
| (2) リース債務 | | |
| リース債務 | 0 | |
| (3) 未払金 | | |
| ア 営業未払金 | 0 | |
| イ 営業外未払金 | 12,631,968 | |
| ウ その他未払金 | 0 | |
| 未払金合計 | | 12,631,968 |
| (4) その他流動負債 | | |
| ア 預り金 | 0 | |
| その他流動負債合計 | | 0 |
| 流動負債合計 | | 13,415,506,451 |
| 5 繰延収益 | | |
| (1) 長期前受金 | | |
| ア 国庫補助金 | 5,228,610,026 | |
| 収益化累計額 | 151,513,940 | 5,077,096,086 |
| イ 県補助金 | 116,651,144 | |
| 収益化累計額 | 3,473,641 | 113,177,503 |
| ウ 他会計補助金 | 7,465,952,398 | |
| 収益化累計額 | 219,837,724 | 7,246,114,674 |
| エ 受益者負担金 | 1,070,844,817 | |
| 収益化累計額 | 31,843,719 | 1,039,001,098 |
| オ 他会計負担金 | 0 | |
| 収益化累計額 | 0 | 0 |
| 長期前受金合計 | | 13,475,389,361 |
| 繰延収益合計 | | 13,475,389,361 |
| 負債合計 | | 27,900,929,786 |
| 資本の部 | | |
| 6 資本金 | | |
| (1) 自己資本金 | | |
| 資本金合計 | 3,056,046,198 | 3,056,046,198 |
| 7 剰余金 | | |
| (1) 資本剰余金 | | |
| ア 国庫補助金 | 0 | |
| イ 他会計負担金 | 0 | |
| 資本剰余金合計 | | 0 |
| (2) 利益剰余金 | | |
| ア 当年度未処分利益剰余金 | 15,376,154 | |
| 利益剰余金合計 | | 15,376,154 |
| 剰余金合計 | | 15,376,154 |
| 資本合計 | | 3,071,422,352 |
| 負債資本合計 | | 30,972,352,138 |

損益計算表（概略シミュレーション結果）

平成25年度
海老名市公共下水道事業予定損益計算書(シミュレーション)
(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

| | | (単位:円) | |
|-------------------|---------------|------------------|---------------|
| 1 営業収益 | | | |
| (1) 下水道使用料 | 1,690,811,429 | 下水道使用料 | |
| (2) 一般会計負担金 | 134,263,000 | 3条相当の一般会計繰入金 | |
| (3) その他営業収益 | 0 | | |
| | | 1,825,074,429 | |
| 2 営業費用 | | | |
| (1) 管渠費 | 179,409,760 | 3条修繕、委託、補償費等 | |
| (2) 業務費 | 71,079,809 | 3条職員給与等 | |
| (3) 総係費 | 61,661,380 | 3条下水道使用料徴収事務負担金等 | |
| (4) 流域下水道維持管理負担金 | 513,185,714 | 流域下水道維持管理負担金 | |
| (5) 減価償却費 | 1,000,217,683 | フル減価償却費 | |
| 営業利益 | | 1,825,554,346 | |
| | | | ▲ 479,917 |
| 3 営業外収益 | | | |
| (1) 長期前受金収益 | 406,669,024 | 単年度長期前受け金収益額 | |
| (2) その他営業外収益 | 7,631,952 | 雑入等 | |
| | | 414,300,976 | 2,239,375,405 |
| 4 営業外費用 | 2,214,404,346 | | 2,223,999,251 |
| (1) 支払利息及び企業債取扱諸費 | 388,850,000 | 地方債支払い利息 | |
| (2) 雑支出 | 9,594,905 | | |
| 経常利益 | | 398,444,905 | 15,856,071 |
| | | | 15,376,154 |
| 5 特別利益 | | | |
| (1) その他特別利益 | 0 | | |
| 6 特別損失 | | | |
| (1) その他特別損失 | 0 | | |
| 当年度純利益 | | | 15,376,154 |
| 当年度未処分利益剰余金 | | | 15,376,154 |

キャッシュフロー計算書（概略シミュレーション結果）

 平成25年度
 海老名市下水道事業資金計画書

（単位：円）

| | 区 分 | 前年度決算見込額 | 当年度予定額 | 増 減 |
|----|----------|----------|---------------|-----|
| | 受入資金 | | 2,955,524,381 | |
| 1 | 営業収益 | | 1,825,074,429 | |
| 2 | 営業外収益 | | 7,631,952 | |
| 3 | 特別利益 | | 0 | |
| 4 | 分担金 | | 0 | |
| 5 | 企業債 | | 786,100,000 | |
| 6 | 補助金 | | 235,164,000 | |
| 7 | 負担金 | | 1,554,000 | |
| 8 | 長期貸付金償還金 | | 0 | |
| 9 | 過年度未収金 | | 0 | |
| 10 | 預り金 | | 0 | |
| 11 | 前受金 | | 0 | |
| 12 | 前年度繰越金 | | 100,000,000 | |
| | 支払資金 | | 2,938,871,358 | |
| 1 | 営業費用 | | 825,336,663 | |
| 2 | 営業外費用 | | 392,050,000 | |
| 3 | 特別損失 | | 0 | |
| 4 | 建設改良費 | | 780,714,095 | |
| 5 | 企業債償還金 | | 930,609,000 | |
| | 長期貸付金 | | 0 | |
| 6 | 前年度未払金 | | 10,161,600 | |
| 7 | 前払金 | | 0 | |
| 8 | 預り金 | | 0 | |
| 9 | 貯蔵品 | | 0 | |
| | 差 引 | | 16,653,023 | |

第2節 収支予測の試算（概略値）

法適用後5カ年の収支予測結果を示す。収支予測については次の条件のもで行う。

1. 計算は、平成25年4月1日法適用から5カ年の収支予測を実施
2. 建設費の額は、中期ビジョンに記載されている金額（本計画書P.12 図2.17）を使用
3. 流域下水道維持管理負担金の額は、中期ビジョンに記載されている金額（本計画書P.12 図2.17）を使用
3. その他の収入額、支出額は平成25年度のものスライドして使用
4. 地方債の利息は2.0%と推定
5. 減価償却費、長期前受金収益額は、全て構築物（耐用年数50年）として算出
6. 償還による地方債利子の減少は考慮しない
7. 資産の除却は考慮しない

表1 5カ年の概略収支予測

（単位：百万円）

| 項目 | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|----|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収入 | ①下水道使用料 | 1,691 | 1,691 | 1,691 | 1,691 | 1,691 |
| | ②繰入金 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| | ③その他収入 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | ④長期前受収益額 | 407.0 | 414.0 | 422.4 | 429.2 | 437.1 |
| | ⑤建設費の長期前受金 | 467 | 378 | 440 | 587 | 543 |
| | ⑥⑤の長期前受金収益額 | 7.0 | 8.4 | 6.8 | 7.9 | 10.5 |
| | 合計=①+②+③+④+⑥ | 2,247.0 | 2,255.4 | 2,262.2 | 2,270.1 | 2,280.6 |
| 支出 | ④減価償却費 | 1,000 | 1,014 | 1,030 | 1,043 | 1,058 |
| | ⑤建設費 | 934 | 756 | 880 | 1,175 | 1,086 |
| | ⑥⑤の減価償却費 | 14 | 16 | 13 | 15 | 21 |
| | ⑦④+⑥ | 1,014 | 1,030 | 1,043 | 1,058 | 1,079 |
| | ⑧地方債利息 | 389 | 398 | 406 | 415 | 426 |
| | ⑨⑤の地方債 | 467 | 378 | 440 | 588 | 543 |
| | ⑩⑧の利息 | 9.3 | 7.5 | 8.8 | 11.7 | 10.8 |
| | ⑪⑧+⑩ | 398.3 | 405.8 | 414.6 | 426.3 | 437.1 |
| | ⑪維持管理負担金 | 525 | 530 | 535 | 540 | 540 |
| | ⑫維持管理費 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 |
| | ⑬一般管理費等 | 132 | 132 | 132 | 132 | 132 |
| | ⑭その他支出 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 合計=⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫ | 2,258.3 | 2,286.8 | 2,313.6 | 2,345.3 | 2,377.1 |
| 収支 | ▲ 11 | ▲ 31 | ▲ 51 | ▲ 75 | ▲ 97 | |

※百万円単位で丸めているため、前述の計算書と数値が若干異なる。

第3節 資金繰り検討（案）

前節の収支予測によると、法適用2年目から損益計算書上11百万円の赤字となる。その後も減価償却費の増加、地方債利息の増加により赤字額が増加する。キャッシュフロー計算上は、現金不足にはならないが、下水道事業の健全経営を目指すために赤字解消の対策を検討する必要がある。

対策としては、①下水道使用料の改定による使用料収入の増加、②一般会計繰入金の増加の2点があげられる。

「汚水私費、雨水公費」の原則に則り、資金繰りの検討を行う。下水道使用料は私費、一般会計繰入金は公費に割り当てられるため、表1で示す支出を汚水分、雨水分に分解する。分解の方法は、決算統計の汚水処理費の総合計と雨水処理費の総合計の比率で按分する。これより汚水、雨水の比率は次のとおりとなる。

汚水：雨水=95：5（事業開始当初からの事業費の割合）

雨汚水別の収支より、公費については一般会計繰入金で賄える状況であるが、私費については現状の下水道使用料で賄えない状況である。

表2 5カ年の雨汚水別概略収支予測

（単位：百万円）

| 項目 | H26 | | H27 | | H28 | | H29 | | H30 | | |
|----|-----------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|
| | 汚水 | 雨水 | 汚水 | 雨水 | 汚水 | 雨水 | 汚水 | 雨水 | 汚水 | 雨水 | |
| 収入 | ①下水道使用料 | 1,691 | | 1,691 | | 1,691 | | 1,691 | | 1,691 | |
| | ②繰入金 | | 134 | | 134 | | 134 | | 134 | | 134 |
| | ③長期前受金収益額 | 393 | 21 | 401 | 21 | 408 | 21 | 415 | 22 | 425 | 23 |
| | ④その他収入 | 8 | | 8 | | 8 | | 8 | | 8 | |
| 支出 | 2145 | 113 | 2172 | 115 | 2198 | 116 | 2228 | 117 | 2258 | 119 | |
| 収支 | ▲53 | 42 | ▲72 | 41 | ▲91 | 40 | ▲114 | 39 | ▲134 | 38 | |

+++++
<参考>平成 25 年度の地方公営企業繰出金について 総務省 総財公第 35 号 平成 25 年 4 月 1 日
(海老名市に關係する項目を抜粋)

1 雨水処理に要する経費

(1) 趣旨

雨水処理に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。

2 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費

(1) 趣旨

公共用水域の水質保全に資するために行う下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務(専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。)に要する経費に相当する額とする。

3 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

(1) 趣旨

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の 2 分の 1 とする。

4 不明水の処理に要する経費

(1) 趣旨

不明水の処理に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。

5 下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費

(1) 趣旨

平成 18 年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い発行した下水道事業債(特別措置分)の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水道事業債(特別措置分)の元利償還金に相当する額とする。

6 その他

(1) 趣旨

下水道普及特別対策要綱(平成 8 年 4 月 1 日付け自治準企第 93 号)により実施された事業に係る下水道事業債(普及特別対策分)並びに緊急下水道整備特定事業実施要綱(平成 8 年 4 月 1 日付け建設省都下公発第 145 号及び自治準第 90 号共同通知)及び農業集落排水緊急整備事業実施要綱(平成 5 年 4 月 1 日付け 5 構改 D 第 41 号及び自治準企第 90 号共同通知)により実施された事業に係る下水道事業債(臨時措置分)並びに平成 5 年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成 12 年度までに許可された下水道事業債(特例措置分)の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 下水道事業債(普及特別対策分)の元利償還金の 55%に相当する額とする。

イ 下水道事業債(臨時措置分)及び下水道事業債(特例措置分)の元利償還金に相当する額とする。

+++++